

相続税物納に係る一考察

— 換価性の高い上場株式等を中心として —

松 田 雄 次

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

国税は、金銭で納付することを原則としているが、相続税については、それが財産課税たる特殊な性格を有することから、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由（以下、金銭で納付することを困難とする事由を「金銭納付困難事由」という。）がある場合においては、税務署長の許可を得て、その納付を困難とする金額を限度として、納税義務者の課税価格計算の基礎となった財産をもって物納することができるものとされる（相法 41①②）。

なお、物納財産の収納価額は、課税価格計算の基礎となったその財産の価額（相続開始時の時価）による（相法 43①）。

また、物納に充てることができる財産やその順位については、従前、第 1 順位の財産が①国債、地方債、不動産及び船舶、第 2 順位が②社債、株式及び証券投資信託又は貸付信託の受益証券とされていたが、平成 29 年度税制改正において見直しが行われ、相続税の物納に充てることができる財産の順位について、改正前は第 2 順位であった上場株式が第 1 順位（改正前の国債等と同順位）に引き上げられた（相法 41⑤、相規 21 の 2 ②）。

一方、相続税法上、相続等により取得した財産の価額は、その財産の取得の時における時価によるとされ（相法 22）、上場株式を含め、相続財産の評価額については、相続開始後の時価の変動は考慮されない。

よって、相続開始時に高い評価額で課税されたとしても、相続開始後、株価が下落したからといって、低い評価額での課税とはならないことから、納付時において株価が下落した場合、納税義務者がその株式を納税のため、売却しようとするると不利になる。

このため、上場株式は、納税時において価格が下落する可能性があり、土地などの価格変動リスクの小さい財産と比べ、相続税の負担感の差が大きいとして、将来の納税資金のためには、上場株式よりも土地などを保有する方

を選択する納税者が多いと想定され、税制が国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。

この点において、物納の場合は、原則として、相続開始時の時価が収納価額となるため、物納の申請をすれば、相続開始時から納付時までの間の 10 か月間に株価が下落した場合のリスクを回避することができるのであるが、物納申請の際は、延納によっても金銭で納付することを困難とする要件（以下「金銭納付困難要件」という。）があり、この要件をクリアするのは、ハードルが高いとして、この要件の見直しが金融庁の税制改正要望などによって求められている。

そこで、本研究では、物納要件の見直しに当たり必要な物納制度の改正沿革等を確認し、金銭納付困難要件に係る検討を行うとともに、上場株式を中心として、評価に関する論点を整理し、財産評価基本通達（以下「評基通」という。）の合理性を検証した上で、上場株式の物納について考察を試みることにした。

2 研究の概要

（1）物納制度

イ 物納の概要

国税は、金銭、有価証券又は電子納付の方法により納付することとされている（通則法 34①）。

しかし、相続税は財産課税たる特殊な性格を有することから、国税通則法 34 条 1 項に規定された金銭等による納付手続の例外として、納付すべき相続税額を延納によっても金銭納付困難事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、一定の相続財産で納付すること（物納）が認められている（相法 41 ①）。

参考として、今日、諸外国の中で韓国は、我が国と類似の物納制度が設けられており、イギリスやフランスなど、欧州の一部の国においては、

美術品等による物納が認められている。

(イ) 国税の納付手段としての物納

現在、国税の納付手段として物納が認められているのは相続税のみである。

租税は、金銭給付であることを原則とし、例外的に物納が認められ、その場合も納付される財産の使用価値（例えば、土地収用）に着目してではなく、金銭的価値に着目して物納が認められる。

(ロ) 物納による納税義務の消滅

国税の納付とは、「納税者が納税義務の内容たる給付を実現し、その義務を消滅させる行為」である。納付の手段が物納であった場合は、「物納は、公法上の代物弁済と理解され、物納の許可があった相続税は物納財産の引渡し、所有権移転の登記その他法令により第三者に対抗することができる要件を充足した時において納付があつたもの」とされる。

ロ 物納の要件

物納の許可の要件は、「実体要件と手続要件とに分けることができ」、実体要件は、「①納税義務者が物納の対象となるべき租税について具体的な租税債務を有すること、②納税義務者について租税債務を金銭で履行すべからざる正当な事由があること、③納税義務者について租税債務を金銭で履行すべからざる正当な事由がある租税債務の金額を物納の金額の限度とすること、④物納に充てるべき財産が納税義務者の物納の対象たる租税の課税価格の基礎となった財産であること」であり、手続要件は、「物納の許可が納税義務者の申請にもとづいて行われるべきこと」であるとされる。

ハ 沿革

相続税の物納制度は、日中戦争の拡大に伴う相次ぐ相続税の増税を背景に、昭和 16 年に初めて導入された。

新設された物納制度の概要は、①物納申請は、期限までに行う必要が

あること、②金銭納付困難事由が必要であること、③物納財産は、相続により取得した財産で法施行地内にあること、④物納財産は、管理又は処分をするのに不適格な財産（以下「管理処分不適格財産」という。）でないこと、⑤原則として超過物納は認められないこと、⑥物納財産の収納価額は、原則として相続開始時の価額であること及び⑦収納の時までに当該財産の状況に著しい変化が生じたときは、収納の時の現況により当該財産の収納価額を定めることができる（以下「収納価額の改訂」という。）ことなど、これらは、現在の物納制度に受け継がれている。

（２）金銭納付困難事由について

金銭納付困難要件の判定方法について、これまで議論されてきた点は、主に２点である。

１点目は、いつの時点において、この「金銭納付困難」の判断を行うべきかという点（金銭納付困難事由の判定時期に係る議論）であり、２点目は、「金銭納付困難」の判断を行う場合は、納税資金に相続人固有の金銭資産を含めるか否かという点（納税資金源に係る議論）である。

イ 金銭納付困難事由の判定時期に係る議論

議論の１点目は、金銭納付困難事由の判定時期についてである。

金銭納付困難事由の判定時期については、学説には、①相続開始の時、②納期限の時、③許可時の三つの説がある。

しかし、学説的には三つの説があるものの、実務上、国税局又は税務署の担当者（以下「担当者」という。）は、金銭納付困難事由について、①相続開始の時点ではなく、納税義務者が相続開始前から所有している財産（固有財産）や近い将来における金銭収入（貸付金の返還、退職金の給付等）をも含んで計算した物納の許可限度額を、②納期限の時（物納申請時）に審査し、その後の③許可時（物納財産の収納時）までに生じた事情を考慮して判定している。

よって、金銭納付困難事由に係る判定方法のうち、その判定時期自体は、実務の面では、事務運営上、弾力的な判断が行われているが、①「相

続開始の時」とする説は、納税資金に相続人固有の金銭資産を含めるべきではないとの考えを基とし、②「納期限の時」とする説は、納税資金に相続人固有の金銭資産を含めるとの考えが基となっている。

すなわち、金銭納付困難事由の判定時期に係る議論の帰着は、次の納税資金源に係る議論の帰着に左右されることになる。

ロ 納税資金源に係る議論

議論の 2 点目は、「金銭納付困難」の判断を行う場合は、納税資金に相続人固有の金銭資産を含めるか否かという点である。

(イ) 納税資金源に係る三つの説

A 納税資金に相続人固有の金銭資産を含めるべきではないとする説

相続税の税源に着目して、納税資金には相続人固有の金銭資産を含めず、相続財産に限るべきであるとする考え方である。

B 納税資金に相続人固有の金銭資産を含めることを支持する説

相続税の性格に着目して、納税資金には相続人固有の金銭資産を含めるとする考え方である。

C Aの説に一定の理解は示すものの、Bの説を支持する説

立法論としては、Aの説に一定の理解は示すものの、実定法においては、納税資金を相続財産に限るとの制限を付けていないことや物納は金銭納付の例外として認められることなどを理由とするものである。

(ロ) 相続税の性格からの検証

我が国の相続税は、相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する「遺産取得課税方式」を基本とした「法定相続分課税方式」であり、納税資金源も課税物件である相続財産に限定すべきという考え方もある。

他方、所得税を例とすれば、所得税の課税物件は、個人の所得であり、個人の所得に応じて課税されるが、その納税資金源は個人の所得

に限定されない。

例えば、仮に、相続によって取得した金銭資産により所得税を納税したとしても、その点に関する議論は見受けられない。

納税は、課税の後の問題であり、課税と納税とは別個に考える必要がある。

相続税は、相続人の租税債務であり、その債務の引き当てとして、相続人の固有資産による納税について制限を設ける必要はない。

加えて、相続税が滞納となった場合において、徴収職員が相続財産ではなく、相続人の固有財産を差し押さえることについての違法性はない。

よって、納税時においては、「相続税の納税資金源を相続財産に限定する必要はない。」との結論に帰着する。

このことは、金銭納付困難要件の判定及び物納の許可限度額の計算（「金銭納付を困難とする理由書」の作成）に当たっては、相続財産のほか、納税義務者自身の相続財産以外の所有財産の状況などを考慮することを容認するものである。

(ハ) 相続税の性格以外の背景からの検証

平成 4 年の税制改正時から解説されるようになった「納税義務者が相続により取得した財産（相続財産）・・・のほか、納税義務者自身の相続財産以外の所有財産の状況などを考慮することとした。」とする金銭納付困難要件の解釈は、物納申請件数の急激な増加や、本来、納税資金に充てるべき資金を財テクに充てていた納税義務者を排除することを目的とした、平成 3 年のバブル崩壊を背景（相続税の性格以外の背景）とする政策的な側面からによっている部分もある。

平成 4 年当時と現在とでは、明らかに相続税を取り巻く経済社会の構造は変化しており、政府与党からも「納税者の支払能力をよりの確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、物納許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得る。」との方針が示されてい

る。

一方、平成 18 年税制改正から金銭納付困難要件を判定する際には、相続財産だけではなく、納税義務者の固有の財産も対象として判定することが明らかにされ、金銭納付困難要件の判定方法が法令に規定されたことから、その法令の改正には、「相続税の納税資金源を相続財産に限定する。」ことの理論的根拠が必要であり、ハードルが高い。

しかし、法令の改正は困難としても、法の適正な運用のため、通達改正による対応や、より納税者の立場に立った事務処理への転換は、その可能性を残していないかを検討すべきとした課題は残る。

ハ 金銭納付困難要件緩和の可能性

(イ) 通達改正による対応

法令解釈通達である相続税法基本通達（以下「相基通」という。）は、延納及び物納の許可限度額についての算式及びその算式に係る詳細を定めている。

しかし、法の適正な運用のため、通達改正による対応を試みたい。

そこで、現行の相基通について、金銭納付困難要件の判断基準の緩和に資するため、改善すべき点を 3 点抽出し、改正案を提言する。

A 換価の容易な財産の価額（相基通 38-2）

換価の容易な財産が定義され、納税義務者の事情を考慮するということができないため、現行のなお書きに続けて、「ただし、当該財産の換価により将来にわたって現在の生活の維持が困難となる場合など、個別の事情があるときは、その事情を勘案して当該財産を換価することの要否について判定して差し支えない。」と追加することにより、金銭納付困難要件の判断基準の緩和を図る。

B 生活のため通常必要とされる 1 月分の費用（相基通 38-2）

生活保護法の規定を基にした最低限度の生活を維持することの基準となる金額を根拠としている部分は削除し、「申請者及び申請者と生計を一にする配偶者その他の親族の資力・職業・社会的地位

等の個別事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の金額」として簡素化することにより、金銭納付困難要件の判断基準の緩和を図る。

C 臨時的収入の額（相基通 41－1）

納税義務者個々の事情を総合勘案する必要性を感じることから、現行のなお書きに続けて、「おって、法第 41 条第 1 項に規定する『金銭で納付することを困難とする事由』があるかどうかは、当該金銭収入をも考慮した上で判定するものとするが、その判定については、納税義務者個々の事情を総合勘案して行っても差し支えない。」と追加することにより、金銭納付困難要件の判断基準の緩和を図る。

(ロ) より納税者の立場に立った事務処理への転換

現行の国税庁が示す「金銭納付を困難とする理由書」は、平成 18 年の改正法の施行に伴い、一部改正された相基通を基本として整備されたものであるが、その内容は厳密である。同通達の一部改正が行われれば、「金銭納付を困難とする理由書」についても様式や記載方法が変更となり得、物納要件の判断基準の緩和を図ることに資する。

しかし、延納や物納を選択しなかった他の納税義務者との公平性を保つ観点からも、金銭納付困難要件の厳密な審査は、継続する必要がある。

より納税者の立場に立った事務処理への転換とは、納税義務者の生活（生活水準を含む）の維持や個々の事情を勘案した「金銭納付を困難とする理由書」の作成・指導を目的とするものであり、安易な要件審査を意図するものではない。

他方、仮に、同通達の一部改正が行われなかったとしても、国民の理解と信頼が得られるよう、現行の同通達に基づく厳密な金銭納付困難事由がなければ、申請は受け付けないなどということがあってはならない。

納税義務者の申出に、真摯に耳を傾けることは、行政庁のあるべき

姿としての基本である。

ニ 金銭納付困難要件の認定

税務署長による調査の範囲は、納税義務者から提出された「金銭納付を困難とする理由書」の記載誤りや相続税申告書及び添付された前年の源泉徴収票等に基づいて確認をすれば足り、国税通則法 74 条の 3（当該職員の相続税等に関する調査等に係る質問検査権）を根拠とする預貯金の額を調査するための「金融機関に対する取引照会」や国税通則法 46 条（納税の猶予の要件等）に基づく国税を一時に納付することができないことを判定するための「納付能力調査」は行うことができず、真実性の裏付けは、納税義務者から提出された情報の真実性により担保されるところと考えるべきである。

とりわけ、金銭納付困難要件の認定に当たって、納税者の申出を無視し、行政庁の偏見や独断によることは、納税者の自由や財産に不当な侵害をもたらすおそれがある。

ホ 要件の認定に係る課題

税務署長による要件の認定は、客観的な判断に基づくのが妥当であるが、物納申請に係る金銭納付困難要件の認定は、個別性が強く、税務署長は、独自の判断で決断せざるを得ない。

金銭納付困難要件緩和に資するための改正案は、担当者の裁量に委ねられるようなものでもあるとも思われ、物納事案が減少している現在、担当者は経験も少なく、個別の事情をどの程度勘案して判断すればいいのか、判断できるのか、そういった問題が発生する。

よって、「均質的な金銭納付困難要件の認定」という点においては、課題が残る。

しかし、時代のニーズに的確に対応した金銭納付困難事由の考え方をもち、要件の認定を行うことにより、課題を克服することは、行政の果たすべき役割や任務として然るべきであると考えらる。

（3）上場株式の評価

イ 裁判例が示す株式評価の合理性

株式の評価に係る合理性等を判断した先例的な裁判例として、大阪地裁昭和 59 年 4 月 25 日判決（訟月 30 巻 9 号 1725 頁）（以下「大阪地裁昭和 59 年判決」という。）がある。

この判決は、控訴審（大阪高裁昭和 62 年 9 月 29 日判決（税資 159 号順号 5977））、上告審（最高裁平成元年 6 月 6 日第三小法廷判決（税資 173 号順号 6325））においても同旨の判断がされ、確定している。

（イ）評基通 169 の合理性

大阪地裁昭和 59 年判決は、評基通 169 の合理性について、相続開始前 3 か月間の株価の変動を考慮することは、「株価は、日々上下することがあるため、相続開始時に一時的に騰貴した株価をもつて相続財産の評価額にするは不合理であるところから、これを避ける趣旨で定められたものと解す」と判示し、また、上場株式の価額を相続開始後の株価変動を考慮しないで評価することについては、租税回避のための株価の恣意的操作の防止や相続税の課税の公平の観点から、必要かつ合理的なことであるとの判旨を示している。

相続税法 22 条にいう「時価」の概念は、「課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」であり（評基通 1 (2)）、相続開始時における実際に市場で取引される需要と供給との釣合いがとれた実勢価額を意味するのであり、相続後、倒産等の理由により無価値となった株式について評価上のしんしゃくを行うことはできず、同地裁の判断は、妥当であろう。

（ロ）相続開始後の上場株式の減価に係る検討

大阪地裁昭和 59 年判決は、「一般に、株式会社が会社更生法の適用を受けたためにその株価が暴落しても、将来会社が再建されてその株価が高騰することもあり得るから、会社更生法の適用を受けたためにその株価が暴落したからといつて、このことを理由に、直ちに災害減

免法第四条を適用して、相続税を免除することは相当でないというべきである。」と判示し、相続開始時から相続税の申告までの間に相続財産の価格が下落した場合の損害に係る判断として、現実には相続財産を相続することにより損害を被ることが予測される場合には、相続の放棄又は限定承認をもつて、これに対処すべきであり、相続財産について未だ分割の行なわれていない場合についても、他の相続人と協議して、速やかに相続財産である本件株式を物納するか、或いはこれを他に売却するなどして、その納付義務を遅滞なく履行すれば、将来の株価の暴落による損害を回避することも十分に可能であつたというべきであるとの判旨を示している。

この判旨を支持する見解がある一方で、相続財産評価額の事後的減額を完全に否定することは財産権保障を定めた憲法 29 条に違反する可能性もあるとの見解もある。

実際、上場株式等について、「相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること」と見直しを求める声がある。

ロ 評価の特例に係る検討

金融庁から「相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。」との要望もあり、この要望を容認する見解は複数ある。

しかし、そもそも、株式を保有する以上、株価変動のリスクは伴うのであって、騰貴することも下落することもあり得るのであるが、下落にばかりに目を向けて株式評価の特例を設けることは、課税の公平の観点からすれば、適当とはいえない。

大阪地裁昭和 59 年判決は、最高裁において確定し、司法判断が示された以上、相続開始後、下落した株式の評価に係る特例的な立法措置を設けることは、現行制度の下では困難であるが、他方、相続後の株価下落は、相続人の担税力を損なうものであり、「担税力に即した課税」の観

点からすれば疑問が残り、アメリカの連邦遺産税においては、このような事態に備えた立法的制度（以下「代替評価法制度」という。）が措置されている。

アメリカにおける上場株式の遺産税評価は、相続開始日の時価のみに基づいて行われているところ、我が国における上場株式の相続税評価は、相続開始日の終値又は相続開始日の属する月以前 3 か月間の毎日の終値の月平均額のうち最も低い価額によって評価することを認めているという評価上のしんしゃくを取り入れた一定の配慮がなされている。

また、アメリカにおいては、相続開始後、下落した株式の評価に係る立法的制度として、代替評価法制度が措置されているが、この制度は、総遺産に含まれる全ての財産に係る評価制度であり、価格が下落した財産のみを選択して代替評価を用いることはできない。

よって、アメリカの代替評価法制度を倣って、価格が下落した上場株式等について、新たな立法的措置（評価の特例）を設けることは、妥当性に欠ける。

一方、我が国の物納制度において、株式の価値が急激に低下した場合、理論上、物納は救済的措置になり得るが、これは、物納制度創設の趣旨からすれば、副産物として存在するとみるのが妥当とも考えられなくもない。

（４）株式の物納

物納が認められるためには、現行制度においては、厳密な金銭納付困難要件を満たす必要がある。

仮に、今後、その判断基準が緩和され、要件を満たすことができたとしても、物納の許可の申請に係る物納財産たる株式が相続税法施行令 18 条二号で定める「管理処分不適格財産」に該当しないことが必要となる。

イ 上場株式の物納の有利性

株式の場合、単に著しく価格が下落したことのみの理由では管理処分不適格財産にはならない。

また、相基通 43-3(9)注書きにより、上場株式の価額が証券市場の推移による経済界の一般的事由に基づき低落したような場合には、収納価額の改訂を行わないとされ、収納価額の改訂により減額されることなく、その収納価額は、課税価格計算の基礎となったその財産の価額であるため、納税義務者にとっては、有利である。

よって、物納制度は、株式の価値が急激に低下した場合において、理論上、納税者救済の機能を果たす。

ロ 収納価額の改訂の問題

相基通 43-3 は、収納価額の改訂を行う場合の例を列挙している。

その中で「(9) 震災、風水害、落雷、火災その他天災により法人の財産が甚大な被害を受けたことその他の事由により当該法人の株式又は出資証券の価額が評価額より著しく低下したような場合」と定めている。

災害減免法においては、上場株式や非上場株式の区別なく、災害のやんだ日から 2 か月以内に、納税地の所轄税務署長に申請すれば、被害のあつた日以後において納付すべき相続税のうち、その税額にその課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する税額を免除するといった救済の措置が講じられている（災害減免法 4、災害減免令 11①②）。

一方、租税特別措置法 69 条の 6（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）は、特定非常災害発生日において所有していた特定株式等に係る相続税の課税価格に算入すべき価額は、その特定非常災害の発生直後の価額とすることができると規定しているが、上場株式を除外している（非上場株式は除外されていない。）。

よって、災害に起因して上場株式の株価が下落した場合は、物納財産の収納価額を減額する改訂要因に該当し、納税義務者は、相基通 43-3(9)注書きにより担保されていた株価が下落した場合の損害のリスク回避という有利性を失う。

ハ 無価値となった株式の問題

(イ) 上場株式の問題

上場株式については、倒産等により無価値となったとしても、相続税法施行令 18 条二号で定める「管理処分不適格財産」に該当しないことから、株式がすべて消却されない限りは、物納が認められる。

また、この場合において、相基通 43- 3(9)注書きが適用され、直ちに収納価額の改訂の要因とはならない。

なぜなら、著しく低い価額での収納価額の改訂を行った場合、その後、将来、会社が再建されてその株価が高騰することもあり得、収納価額と売払い時の価額が大きく乖離することになり不合理が生じるためである。

ただし、将来、会社が再建されず、その株価が無価値のままであったとすれば、国に相当の損失を与えることになる。

(ロ) 非上場株式の問題

非上場株式の場合、財務局等が発行会社等への随意契約による処分を試み、それが不調に終わったときには、一般競争入札により処分することとなるが、倒産等の場合、通常は一般競争入札に必要な書類（有価証券届出書及び目論見書）の提出が困難であり、物納は認められない。

仮に、その財産による物納が認められたとしても、非上場株式については、相基通 43- 3(9)注書きの適用はなく、収納価額の改訂が行われ、著しく低い価額での物納となる可能性がある。

よって、非上場株式の価値が急激に低下した場合には、物納が救済的措置となる可能性は薄く、納税義務者は延納による納付手段を選択せざるを得ない。

3 最後に

今回の研究は、上場株式による物納の課題として、金融庁等から令和 6 年度に税制改正要望された①金銭納付困難要件の見直し、②上場株式に係る相

続税評価方法の見直し及び③株式の物納に焦点を当てて行った。

制度は、時代のニーズに的確に対応すべきものであり、金銭納付困難要件の考え方は、変革期を迎えているとの筆者なりの判断から、若干の所見を示した。

次に、上場株式の評価に関して、相続開始後、下落した株式の評価に係る特例的な立法措置を設けることは、司法判断が示されたことにより、現行制度の下では困難であると考えられ、アメリカの代替評価法制度に倣った立法的措置を我が国の相続税において講ずることは、評価方法や物納制度の有無の違いから適当であるとは、一概には言えないとの結論に帰着した。

なお、相続開始後、下落した株式による物納は、理論上、納税義務者にとっての救済的措置となり得るが、管理処分不適格財産と判断された場合や下落後の価額での収納価額の改訂が行われた場合は、納税者救済の機能を果たすことはできない問題を含んでいる。

目 次

はじめに	233
第 1 章 物納制度	237
第 1 節 物納の概要	237
1 国税の納付手段としての物納	238
2 物納による納税義務の消滅	238
第 2 節 物納の要件	242
1 実体要件	242
2 手続要件	245
第 3 節 沿革	245
1 相続税の導入	245
2 延納制度の導入	246
3 延納制度の改正の変遷	246
4 物納制度の導入	249
5 物納制度の改正の変遷	250
第 2 章 金銭納付困難事由について	253
第 1 節 金銭納付困難事由の判断に係る議論	254
1 金銭納付困難事由の判定時期に係る議論	254
2 検証	256
3 検証結果	257
第 2 節 納税資金源に係る議論	257
1 納税資金源に係る三つの説	257
2 相続税の性格からの検証	259
3 相続税の性格以外の背景からの検証	264
第 3 節 金銭納付困難要件緩和の可能性	266
1 法令の規定	266
2 通達改正による対応	267

3 より納税者の立場に立った事務処理への転換	269
第 4 節 金銭納付困難要件の認定	270
1 物納申請者からの情報の提出	270
2 税務署長による調査	271
3 小括	273
第 5 節 要件の認定に係る課題	274
第 3 章 上場株式の評価	276
第 1 節 上場株式の評価方法	276
1 評価の原則	276
2 評基通の定めによる上場株式の評価	276
第 2 節 裁判例が示す株式評価の合理性	277
1 事案の概要	277
2 大阪地裁昭和 59 年判決の考察	278
第 3 節 相続開始後の上場株式の減価に係る検討	281
1 相続開始後の株価の暴落を理由とした相続税の減免に係る判断	281
2 評価額の事後的修正の要望	284
第 4 節 評価の特例に係る検討	287
1 相続開始後の株価変動の考慮に係る司法判断	289
2 代替評価法制度	289
3 新たな立法的措置（評価の特例）に係る考察	291
第 4 章 株式の物納	294
第 1 節 株式の物納の順位	294
第 2 節 管理処分不適格財産	295
1 有価証券の収納手続	296
2 上場株式が管理処分不適格財産となる場合	297
3 非上場株式が管理処分不適格財産となる場合	297
第 3 節 収納価額の改訂	299
1 株式の収納価額の改訂が行われる場合	299

2 株式の収納価額の改訂が行われる時期	300
3 相基通 43-3(9)注書きに基づく株式の収納価額	300
4 災害減免法等と相基通 43-3(9)との関係	301
第 4 節 無価値となった株式の物納	305
1 上場株式	305
2 非上場株式	306
第 5 節 小括	307
結びに代えて	310

凡 例

本稿で使用している法令等の略称は、次のとおりである。

なお、これらの法令等の規定は、特に記載のない限り、令和 5 年 4 月 1 日現在のものに基づく。

《法令等》	《略称》
国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）・・・・・・・・・・	通則法
相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）・・・・・・・・・・	相法
相続税法施行令（昭和 25 年政令第 71 号）・・・・・・・・	相令
相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）・・・	相規
国税収納金整理資金に関する法律（昭和 29 年法律第 36 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資金法
国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 51 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資金令
国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和 29 年大蔵省令第 39 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資金規
国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）・・・・・・・・・・	徴収法
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）・・・・・・・・・・	災害減免法
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和 22 年政令第 268 号）・・・	災害減免令
租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）・・・・・・・・	措置法
租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）・・・	措置令

〔資料の引用について〕

引用した資料で漢字の旧字体が用いられている箇所は、現在使われている字体とした（例：相續（原文）→相続（引用））。

はじめに

国税は、金銭で納付することを原則⁽¹⁾としているが、相続税については、それが財産課税たる特殊な性格を有する⁽²⁾ことから、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由（以下、条文等の引用部分を除き、金銭で納付することを困難とする事由を「金銭納付困難事由」という。）がある場合においては、税務署長の許可を得て、その納付を困難とする金額を限度として、納税義務者の課税価格計算の基礎となった財産をもって物納することができるものとされる（相法 41①②）。

なお、物納財産⁽³⁾の収納価額は、課税価格計算の基礎となったその財産の価額（相続開始時の時価）による（相法 43①）。

また、物納に充てることができる財産やその順位については、従前、第 1 順位の財産が①国債、地方債、不動産及び船舶、第 2 順位が②社債、株式及び証券投資信託又は貸付信託の受益証券とされていたが、平成 29 年度税制改正において、「金銭納付が困難な納税者にとっての物納制度の利便性の向上を図るといった観点から、また、収納した財産を早期にロスなく換価し、国の歳出に充てるという実務面の要請も踏まえ、」⁽⁴⁾見直しが行われ、相続税の物納に充てることができる財産の順位について、改正前は第 2 順位であった社債、株式及び証券投資信託又は貸付信託の受益証券のうち、①金融商品取引所（金融商品取引法 2 条《定義》16 項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上

(1) 国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員に納付しなければならない（通則法 34①）。ただし、金銭による納付に代えて、証券（小切手又は国債証券の利札）による納付又は電子納税の方法による納付を行うことができる（通則法 34①ただし書）。また、上記以外の納付手段として、印紙税等の印紙による納付（通則法 34③）、相続税の物納（通則法 34④）及び国外納付者の送金による納付（通則法 34⑤）がある。

(2) 志場喜徳郎ほか共編『国税通則法精解〔十七版〕』447 頁（大蔵財務協会、2022）。

(3) 相続税法 41 条 1 項に規定する「物納に充てる財産」をいう。

(4) 国税庁「平成 29 年税制改正の解説」580 頁。

場されているもの（以下「上場株式等」といい、金融商品取引所に上場されている株式を単に「上場株式」という。）及び②証券投資信託（その投資信託約款に受益者の請求によりその証券投資信託に係る信託契約の一部解約をする旨及びその請求を行うことができる日が 1 月につき 1 日以上である旨が定められているものに限る。）の受益証券で金融商品取引所に上場されていないものが第 1 順位（改正前の国債等と同順位）に引き上げられた（相法 41⑤、相規 21 の 2②）^⑤。

一方、相続税法上、相続等により取得した財産の価額は、その財産の取得の時における時価によることを評価の原則としており（相法 22）、上場株式を含め、相続財産の評価額については、相続開始後の時価の変動は考慮されない。

よって、相続開始時に高い評価額で課税されたとしても、相続開始後、株価が下落したからといって、低い評価額での課税とはならないことから、納付時において株価が下落した場合、納税義務者がその株式を納税のため、売却しようとするると不利になる。

このため、上場株式は、納税時において価格が下落する可能性があり、土地などの価格変動リスクの小さい財産と比べ、相続税の負担感の差が大きいとして、将来の納税資金のためには、上場株式よりも土地などを保有する方を選択する納税者が多いと想定され、税制が国民の資産選択に歪みを与えているとの

(5) 以下の有価証券が新たに第 1 順位で物納の申請をすることができる財産として追加されている（相法 41②二ヘト⑤、相規 21 の 2①）。

1 金融商品取引所に上場されている有価証券で次に掲げるもの

(1) 新株予約権証券

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 3 項に規定する投資信託（証券投資信託を除く。）の受益証券

(3) 投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 15 項に規定する投資証券

(4) 資産の流動化に関する法律第 2 条第 13 項に規定する特定目的信託の受益証券

(5) 信託法第 185 条第 3 項に規定する受益証券発行信託の受益証券

2 投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 12 項に規定する投資法人（その規約に投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められているものに限る。）の投資証券で、その請求を行うことができる日が 1 月につき 1 日以上である旨が定められているもの

指摘⁽⁶⁾がある。

この点において、物納の場合は、原則⁽⁷⁾として、相続開始時の時価が収納価額となるため、物納の申請をすれば、相続開始時から納付時までの間の 10 か月間に株価が下落した場合のリスクを回避することができるのであるが、物納申請の際は、延納によっても金銭で納付することを困難とする要件（以下「金銭納付困難要件」という。）があり、この要件をクリアするのは、ハードルが高いとして、この要件の見直しが金融庁の税制改正要望など⁽⁸⁾によって求められ

-
- (6) 首相官邸ホームページ「日本再興戦略 2016—第 4 次産業革命に向けて—（平成 28 年 6 月 2 日）」153-154 頁
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf)（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

「家計資産の多くは高齢者によって保有されているが、上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。」とされる。

- (7) ここで、「原則」としているのは、相続税法 43 条 1 項により、「物納財産の収納価額は、課税価格計算の基礎となった当該財産の価額による。ただし、税務署長は、収納の時までに当該財産の状況に著しい変化が生じたときは、収納の時の現況により当該財産の収納価額を定めることができる。」との規定があるためである。

- (8) 財務省ホームページ「令和 6 年度税制改正要望事項（金融庁）」
(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/request/fsa/06y_fsa_k_02.pdf)（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

「上場株式等による物納については、『延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること』等の要件があるため、一部の利用に限られている。また、相続財産となった上場株式等は、原則、相続時点の時価で評価され、相続後の株価の下落に備えて売却されるといったケースがみられる。このように、上場株式等の相続税に係る課題が、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がなされていることから、上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直しが必要である。」とされる。

日本証券業協会ホームページ「令和 6 年度税制改正に関する要望【要望項目説明資料】令和 5 年 9 月」23 頁

(https://www.jsda.or.jp/about/teigen/zeisei/files/2309_zeisei_siryou.pdf)（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

「【要望】投資者が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、物納の要件等を緩和すること ➤『延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること』の要件が、相続財産以外の相続人固有の資産までもも納税資金に含めて判定されるため、依然として物納利用のハードルが高い。」とされる。

ている。

そこで、本研究では、物納要件の見直しに当たり必要な物納制度の改正沿革等を確認し、金銭納付困難要件に係る検討を行うとともに、上場株式を中心として、評価に関する論点を整理し、財産評価基本通達（以下「評基通」という。）の合理性を検証した上で、上場株式の物納について考察を試みることにした。

第 1 章 物納制度

第 1 節 物納の概要

国税は、金銭、有価証券（小切手又は国債証券の利札）又は電子納付の方法により納付することとされている（通則法 34①）。

しかし、相続税は財産課税たる特殊な性格を有することから、「金銭で多額の相続税を納付することが困難な場合が予想されるところであり、納税の緩和制度として物納が認められている。すなわち、相続財産のうち現金、預貯金等の財産が僅少であり、不動産などの換価に期間を要する財産がほとんどである場合には、延納を利用しても金銭で納付することが難しい場合が多いと考えられ、また、換価が困難な財産を納税のために売り急ぐことによる不利益をも防止しようとする」⁽⁹⁾観点から、国税通則法 34 条 1 項に規定された金銭等による納付手続の例外として、納付すべき相続税額を延納によっても金銭納付困難事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、一定の相続財産で納付すること（物納）が認められている（相法 41①）。

なお、その相続税に附帯する加算税、利子税、延滞税及び相続税法 34 条 1 項及び 2 項に規定する連帯納付義務により納付すべき税額等は、物納の対象とはならない。

参考として、今日、諸外国の中で韓国は、我が国と類似の物納制度が設けられており⁽¹⁰⁾、イギリスやフランスなど、欧州の一部の国においては、美術品等

(9) 武田昌輔監修『DHC コメントール国税通則法（2）』1878 頁（第一法規、加除式）。

(10) 朴薫（高正臣訳）「韓国の非上場株式の物納に関する研究」立命館法学 306 号 223 頁以下（2006）（<https://www.ritsumeai.ac.jp/acd/cg/law/lex/06-2/ok-paku.pdf>）（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

による物納が認められている⁽¹¹⁾。

1 国税の納付手段としての物納

江戸時代の税制度では、年貢は米で納める現物納が主であったが、地租改正事業後、原則として金納となった。このように、もとより租税の納付は、物納が基本的な手段であったが、現在、国税の納付手段として物納が認められているのは相続税のみ⁽¹²⁾であり、近代租税制度においては、租税とは、「国家が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付である」⁽¹³⁾とされ、「物の給付を目的とした租税は存在しないのであるから、物納とは文字どおり、租税の支払形態のひとつ」⁽¹⁴⁾として考えられている。

租税は、金銭給付であることを原則とし、例外的に物納が認められるものである。その場合も納付される財産の使用価値（例えば、土地収用）に着目してではなく、金銭的価値に着目して物納が認められるのである⁽¹⁵⁾。

2 物納による納税義務の消滅

国税の納付とは、「納税者が納税義務の内容たる給付を実現し、その義務を消滅させる行為」⁽¹⁶⁾である。

(11) 後藤和子「政策課税としての文化税制 ―その理論的根拠とインパクト」日本財政学会編『少子高齢化社会の財政システム』361 頁（有斐閣、2009）。

(12) 武田・前掲注(9)1877-1878 頁。

「現行法上は物納ができる国税として、相続税（相続税法 41 条、48 条の 2）のほか、贈与税（昭和 50 年改正前の租税特別措置法 70 条の 4 第 10 項）、財産税（財産税法 55 条、56 条）並びに所得税、法人税及び再評価税（連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律 9 条 3 項）などがあるが、現在は相続税以外の物納は生じない。」とされる。

(13) 金子宏『租税法〔第 24 版〕』9 頁（弘文堂、2021）。

(14) 水野忠恒「物納の法的性格」日税研論集 27 号『物納制度』44 頁（日本税務研究センター、1994）。

(15) 金子・前掲注(13)11-12 頁。

(16) 志場ほか・前掲注(2)440 頁。

納付の効果として、納付の手段が金銭若しくは一定の有価証券によるものであった場合、国税は、収納機関たる日本銀行⁽¹⁷⁾又は税務署の職員⁽¹⁸⁾が「金銭又は有価証券を収受した時に、その金額の範囲内で消滅する」⁽¹⁹⁾ものの、納付の手段が物納であった場合は、「物納は、公法上の代物弁済と理解され、物納の許可があつた相続税は物納財産の引渡し、所有権移転の登記その他法令により第三者に対抗することができる要件を充足した時において納付があつたもの」⁽²⁰⁾とされる。

なお、「物納は、公法上の代物弁済」とはされず、「物納は、実質的には一種の代物弁済である。」⁽²¹⁾とする見解もある。

物納財産の収納に関する具体的な手続は、次のとおりである。

① 物納財産が不動産であった場合

物納の許可を申請しようとする者（以下「物納申請者」という。）が相続税法施行規則 22 条 2 項一号へに規定する「所有権の移転の登記に係る納税義務者の当該移転を承諾する旨の書類（当該納税義務者の記名押印があるものに限る。）」（以下「所有権移転登記承諾書」という。）及び納税義務者の印鑑証明書を税務署長へ提出し、提出を受けた税務署長は、登記所⁽²²⁾へ所有権移転の登記を行う（不動産登記法 116①）。

(17) 武田・前掲注(9)1863 頁。

「日本銀行は、法令の定めるところにより国庫金の出納事務を取扱う機関であり（会計法 34 条 1 項、日本銀行法 35 条）、資金法第 9 条第 2 項において準用する会計法第 7 条第 1 項により、代表的な国税の収納機関である。ここにいう日本銀行とは、日本銀行の本店、支店、代理店（日本銀行国庫金取扱規程 2 条 1 項）のほか歳入代理店（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続 1 条）が含まれる。」とされる。

(18) 武田・前掲注(9)1863 頁。

「国税を収納することができるのは、税務署の職員のうち出納官吏に任命された者であり、その者が国税の収納機関となる（資金法 9 条 2 項、会計法 7 条 1 項）。」とされる。

(19) 志場ほか・前掲注(2)445 頁。

(20) 志場ほか・前掲注(2)447 頁。

(21) 金子・前掲注(13)1009 頁。

(22) 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）6 条 1 項に規定する「不動産の所在地

② 物納財産が上場株式等（振替株式等⁽²³⁾）であった場合

物納申請者が物納の許可後、振替株式等について、振替口座簿の財務大臣の口座への振替の申請をし、「振替を行った旨の届出書」⁽²⁴⁾を税務署長に提出する（相令 20②、相規 23）。

③ 物納財産が上場株式等（振替株式等以外）であった場合

物納申請者が物納の許可後、税務署長へ財務大臣名義に変更した有価証券を提出する（相令 20①）。

上記により物納財産を収納したときは、税務署長は物納申請者へ「物納財産収納済証書」を交付する（相令 21①）。「物納財産収納済証書」は、「物納財産を収納したという税務署長の領収書の性格をもつ」⁽²⁵⁾が、この収納済額は、当然、現金（証券を以てする歳入納付に関する法律により現金に代えて納付される証券を含む。）をもつて収納された国税（国税収納金等）とはならず、国税収納金整理資金として受け入れられない（資金法 2①、3、5）。

要するに、相続税の申告等により調査決定された国税収納金整理資金徴収簿上の徴収決定済額は、収納済額の登記により減額されるわけではなく、「物納許可」という徴収決定済額を減額する登記により、その納付額に相当する額が処理されるわけである（資金令 24、資金規 8①、10、23①）。

物納により収納された財産は、税務署長から財務局長へ引き継がれ、財務

を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所をいう。

- (23) 国税庁ホームページ「相続税の物納の手引～整備編～（国税庁 令和 6 年 1 月）」37 頁(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/enno-butsumo/pdf/3001tebiki03.pdf>)（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

「振替株式等とは、『社債、株式等の振替に関する法律』により株主等の権利を証券会社等に開設された口座において、電子的に管理している有価証券をいいます。」とされる。

- (24) 国税庁ホームページ「3 様式集 156 振替を行った旨の届出書」(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/enno-butsumo/yoshiki/02.htm>)（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

- (25) 北野弘久『コンメンタール 相続税法』423 頁（勁草書房、1974）。

局等⁽²⁶⁾は、物納財産引継書に添付されている物納財産明細書を確認の上、収納日をもって増減事由「租税物納」として国有財産台帳に登録し、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）等の法令の規定に基づいて管理又は処分することになる⁽²⁷⁾。

例えば、上場株式の処分であった場合、関東財務局が上場株式の管理処分を委託している証券会社から、処分代金の納付及び処分株式の引渡しの確認を了したものについては、増減事由「売却」として国有財産台帳が整理される⁽²⁸⁾。

以上のとおり、納税義務者にとって、納税義務が消滅したと思える時点は、物納申請後、①物納の許可を受けた時点、②所有権移転登記承諾書を提出した時点（物納財産が不動産である場合）、③振替を行った旨の届出書を提出した時点（物納財産が振替株式である上場株式等である場合）、④財務大臣名義に変更した有価証券を提出した時点（物納財産が振替株式以外の上場株式等である場合）、⑤物納財産収納済証書を受領した時点が考えられるが、「租税債権の安全かつ確実な確保を図るためには、物納の許可の時点や、物納財産の引渡しの時点ではなく、当該物納財産に対する国の登記により、第三者にその権利内容が公示された時点を捉えて、納税者の租税債務の消滅を認める」⁽²⁹⁾とされる。

(26) 財務省ホームページ「物納等有価証券に関する事務取扱要領について（平成 22 年 6 月 25 日財理第 2532 号）」4 頁に定義される「財務局、財務支局、沖縄総合事務局、財務事務所及び沖縄総合事務局財務出張所」をいう

(https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-20100625-2532-14.pdf)（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

(27) 財務省ホームページ・前掲注(26) 7 頁。

(28) 財務省ホームページ・前掲注(26) 11 頁。

(29) 田中治「物納債務の履行・不履行」日税研論集 27 号『物納制度』143 頁（日本税務研究センター、1994）。

第 2 節 物納の要件

物納の許可の要件は、「実体要件と手続要件とに分けることができる。」⁽³⁰⁾とされ、実体要件は、「(1)納税義務者が物納の対象となるべき租税について具体的な租税債務を有すること、(2)納税義務者について租税債務を金銭で履行すべからざる正当な事由があること、(3)納税義務者について租税債務を金銭で履行すべからざる正当な事由がある租税債務の金額を物納の金額の限度とすること、(4)物納に充てるべき財産が納税義務者の物納の対象たる租税の課税価格の計算の基礎となった財産であること」⁽³¹⁾であり。手続要件は、「物納の許可が納税義務者の申請にもとづいて行われるべきこと」⁽³²⁾であるとされる。

1 実体要件

- (1) 納税義務者が物納の対象となるべき租税について具体的な租税債務を有すること

「納税義務者が具体的な租税債務を有することとは、納税申告、更正、決定等、租税債権が確定すべき事実があることである。」⁽³³⁾

なお、①相続税の申告書の提出期限及び納期限は、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から起算して 10 か月以内であり（相法 27、33）、②期限後申告又は修正申告の場合は、申告書の提出の日が納付すべき日とされ（通則法 35②一）、③更正又は決定の場合は、更正又は決定の通知が発せられた日の翌日から起算して 1 か月を経過する日が納期限と規定されている（通則法 35②二）（以下、①から③までの納期限又は納付すべき日を「納期限等」という。）。

- (2) 納税義務者について租税債務を金銭で履行すべからざる正当な事由があ

(30) 新井隆一「物納の基本法理」日税研論集 27 号『物納制度』6 頁（日本税務研究センター、1994）。

(31) 新井・前掲注(30) 6・7 頁。

(32) 新井・前掲注(30) 11 頁。

(33) 新井・前掲注(30) 7 頁。

ること

前述のとおり、国税は、金銭等による一括納付が原則とされている。

ただし、特例的に金銭等で一時に納付することが困難な場合には、その困難な金額を限度として、一定の要件の下で、年賦による分割納付を行うこと（延納）ができる。

物納は、この特例的な納付手段である延納によっても金銭で納付することが困難な場合に限り、例外的に認められている。

- (3) 納税義務者について租税債務を金銭で履行すべからざる正当な事由がある租税債務の金額を物納の金額の限度とすること

物納は、この延納によっても金銭で納付することを困難とする金額を限度として認められており、この額は、相続税法施行令 17 条において、物納の許可限度額として規定されている。

物納の許可限度額は、相続した財産（現金、預貯金及び換価の容易な財産）のほか、納税義務者固有の財産（相続した財産の内容と同じ）の状況、収入や支出の状況及び近い将来（おおむね 1 年以内）における臨時的な収入や支出の状況を踏まえて計算し、実務上、それを「相続税物納申請書」⁽³⁴⁾の別紙となる「金銭納付を困難とする理由書」⁽³⁵⁾に記載して提出することとされている。

- (4) 物納に充てるべき財産が納税義務者の物納の対象たる租税の課税価格の計算の基礎となった財産であること

物納に充てることのできる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となった財産（当該財産により取得した財産を含み、相続時精算課税の適用を受けて贈与された財産を除く。）で、相続税法の施行地にあるもののうち、①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等、②非上場株式等、③動産に限られ、申請順位は①から③の順（物納に充てることのできる財

(34) 国税庁ホームページ・前掲注(24)「051 相続税物納申請書」。

(35) 国税庁ホームページ・前掲注(24)「052 金銭納付を困難とする理由書（相続税延納・物納申請用）」。

産の種類及び順位を示した表は、図表 1 参照。なお、平成 29 年度税制改正前の表は、図表 2 参照。) である。

図表 1 物納に充てることができる財産の種類及び順位⁽³⁶⁾

順位	物納に充てることができる財産の種類
第 1 順位	① 不動産・船舶・国債証券・地方債証券・金融商品取引所に上場されている株券等の有価証券・金融商品取引所に上場されていない投資法人の投資証券等のうち、その規約又は約款に投資主または受益者の請求により投資口の払戻し又は信託契約の一部解約をする旨及び当該払戻し又は当該一部解約の請求を行うことができる日が 1 月につき 1 日以上である旨が定められている有価証券
	② ①のうち物納劣後財産 ⁽³⁷⁾ に該当するもの
第 2 順位	③ 金融商品取引所に上場されていない株券等の有価証券(第 1 順位のものを除く。)
	④ ③のうち物納劣後財産に該当するもの
第 3 順位	⑤ 動産

(注) 1 相続開始前から被相続人が所有していた特定登録美術品は、上の表の順位によることなく物納に充てることができる財産とすることができる。

特定登録美術品とは、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に定める登録美術品のうち、その相続開始時において、すでに同法による登録を受けているものをいう。

2 自然公園法の国立公園特別保護地区等内の土地で平成 26 年 3 月 31 日までに風景地保護協定を締結しているなど一定の要件を満たす土地については、上記②の「不動産のうち物納劣後財産」に該当しないものとして取り扱われる。

図表 2 平成 29 年度税制改正前⁽³⁸⁾

順位	物納に充てることができる財産の種類
第 1 順位	国債、地方債、不動産及び船舶
第 2 順位	社債、株式及び証券投資信託又は貸付信託の受益証券
第 3 順位	動産

(36) 相基通 41-15 及び国税庁ホームページ「相続税の物納の手引～手続編～(国税庁 令和 6 年 1 月)」8 頁(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/enno-butsumo/pdf/3001tebiki02.pdf>) (令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧) を参考に筆者作成。

(37) 物納財産ではあるが、他の財産に対して物納の順位が後れるものとして相続税法施行令 19 条で定めるものをいう(相法 41④)。他に適当な価額の財産がある場合には物納に充てることができない財産。

(38) 国税庁・前掲注(4)580 頁を参考に筆者作成。

2 手続要件

手続要件は、「物納の許可が納税義務者の申請にもとづいて行われるべきこと」⁽³⁹⁾である。

物納申請者は、その物納を求めようとする納期限等までに、「相続税物納申請書」に「物納手続関係書類」⁽⁴⁰⁾を添付し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（相法 42①）。

具体的には、物納に充てようとする財産（以下「物納申請財産」という。）の種類が土地であれば、登記事項証明書、公図の写し、所在図、地積測量図及び境界線に関する確認書等であり、物納申請財産が上場株式等の場合は、振替株式等の所有者の振替口座簿の写し（振替株式等に該当するもの）又は有価証券の写し（振替株式等以外のもの）である。

第3節 沿革

1 相続税の導入

相続税は、明治 38 年に日露戦争の戦費を賄うための財源として導入された。ただ、戦費調達のための臨時的な非常特別税とは異なり、相続税法は恒久的な税法とされたため単独税法となった。導入された相続税は、民法に規定された日本独自の家族制度を反映して、家督相続と遺産相続の二本立てになっている。家督相続は、戸主が家業や家そのものを継承するものであるため、遺産相続より税負担が軽減されているのが特徴である⁽⁴¹⁾。

(39) 新井・前掲注(30)11 頁。

(40) 国税庁ホームページ・前掲注(36)31-40 頁。

「物納手続関係書類」とは、相続税法施行規則 22 条に列举された書類をいう。

なお、国税庁は、「相続税法施行規則に提出書類としての規定はありませんが、物納許可又は財産の管理処分上有用なものであることから、提出をお願いするものです。」として、一部の書類を「物納手続関係書類」に含めている。

(41) 国税庁税務大学校税務情報センター租税史料室編著『租税史料叢書第七巻 相続税関係史料集 ～導入から昭和二十一年まで～』11 頁（税務大学校税務情報センター租税史料室、2014）。

2 延納制度の導入

導入された相続税法（明治 38 年法律第 10 号）17 条は、「相続税ハ一時ニ之ヲ納付スヘシ、但シ税金額百円以上ナルトキハ、相続税ニ相当スル担保ヲ提供シ三年以内ノ年賦延納ヲ求ムルコトヲ得」と規定し、相続税は、金銭で一時に納付することを原則としているが、同条のただし書により、相続税額が 100 円以上で税額相当額の担保を提供し、定められた期限までに申請すれば、3 年以内の年賦延納を認めるとしている。

この年賦延納制度は、相続税の課税による相続財産の「侵蝕」を防止し、納税者の「苦痛」を緩和することが目的とされている⁽⁴²⁾。

3 延納制度の改正の変遷

延納制度は相続税の発足とともに存在し、その制度の骨格は現行のものとはほぼ同じであり、その後は、主として延納をすることができる税額の限度及び延納できる年数（延納期間）についての改正が行われてきた⁽⁴³⁾。

相続税の延納制度について、金銭納付困難事由に着眼して改正の変遷⁽⁴⁴⁾を明らかにすると以下のとおりである。

（1）旧相続税法（昭和 22 年法律第 87 号）

終戦に伴って、相続税法（明治 38 年法律第 10 号）が全文改正されたものの、延納制度は存置された。

全文改正された同法 51 条は、「相続税の納税義務者は、その納付すべき相続税額が 1 万円以上で、且つ、金銭で一時に納付することを困難とする事由があるときは、命令の定めるところにより、その納付を困難とする金

(42) 国税庁税務大学校税務情報センター・前掲注(41)52 頁。

明治 38 年 1 月 相続税に関する大蔵大臣訓示

第十一 相続税ノ年賦延納ハ租税ノ為ニ財産ノ元本ヲ侵蝕スルノ弊ナカラシムルト同時ニ、納税者ノ苦痛ヲ少カラシメントスルノ趣旨ニ出タルモノナルヲ以

テ、担保ノ確実ナル限りハ年賦延納ノ出願ニ対シテハ之ヲ許可スルコトヲ要ス
(43) 武田昌輔監修『DHC コメントール相続税法（2・2）』3003 頁（第一法規、加除式）。

(44) 武田・前掲注(43)3003-3008 頁。

額を限度として、担保を提供し、5年以内の年賦延納を申請することができる。」と規定している。これは、旧法と同じく担保の提供が必要であること及び納税者の申請に基づいて許可をするものであることを定めるものであるが、この改正法により、初めて「金銭で一時に納付することを困難とする事由」の要件が設けられた。

(2) 現行相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）

現行の相続税法の立法時においても、同法 38 条により相続税の延納要件に「金銭で一時に納付することが困難な事由」が含まれている。

(3) 相続税法の一部を改正する法律（昭和 28 年法律第 165 号）

贈与税の新設など、相続税法全体について大幅な改正が行われ、同法 38 条も全文が改正された。

この改正により、相続税の延納の許可については、「金銭で一時に納付することを困難とする事由」の要件を必要としなくなったが、贈与税の延納の許可については従来と変わらないものであった。

これは、「相続税と贈与税とでその延納の要件を区別する改正について、贈与税の納税者（財産の贈与を受けた者）は、資金的には、通常、相続税の納税者（相続をした者）よりも余裕があると考えられるためであると説明されている。」⁽⁴⁵⁾

(4) 相続税法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 16 号）

相続税の延納の要件について見直しが行われ、平成 4 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税から適用された。

この改正前は、相続税の延納について、延納担保の要件と納付すべき相続税額が 10 万円以上であることがその要件とされているだけで、贈与税の延納のように「金銭で納付することを困難とする」要件が付されておらず、金利動向により、納付することを困難とする事由がない者であるにもかかわらず延納を選択し、本来、納税資金となるべき資金により財テクを

(45) 武田・前掲注(43)3006 頁。

行っているとの批判があった⁽⁴⁶⁾。

そのため、延納申請に対する適切かつ迅速な処理に資するという観点から、「金銭納付困難事由」を要件とすることは、合理的であると考えることができ、本来、納付困難でない者の延納申請を排除することが本改正の趣旨とされる⁽⁴⁷⁾。

その後、本改正に伴い、相続税法基本通達（以下「相基通」という。）についても、延納の金銭納付困難要件が贈与税に限定されていたものから（旧相基通 38-5）、相続税を含めたものに改正された（相基通 38-2）。

なお、この改正から、「金銭で納付することを困難とする金額は、納税義務者が相続により取得した財産（相続財産）及び贈与により取得した財産（受贈財産）のほか、納税義務者自身の相続財産以外の所有財産の状況などを考慮することとした。」⁽⁴⁸⁾と解説されるようになった。

（5）所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 10 号）

相続税の延納の要件について見直しが行われ、平成 18 年 4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税から適用された。

この改正において、相続税法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 126 号）により、12 条（延納の許可限度額）が新設され、「法令に規定することにより、現金納付困難要件を判定する際には、相続財産だけではなく、納税者の固有の財産も対象として判定する」⁽⁴⁹⁾ことが明らかにされた。

これは、「租税の納付の原則に立ち返り、少しでも多く原則である現金による納付又は延納による納付」⁽⁵⁰⁾を実現させる必要があることを背景としたものである。

(46) 国税庁「平成 4 年改正税法のすべて」250 頁。

(47) 国税庁・前掲注(46)250 頁。

(48) 尾崎三郎『相続税法基本通達逐条解説〔最新版〕』281 頁（大蔵財務協会、1993）。

(49) 青木孝徳ほか「平成 18 年改正税法のすべて」556 頁（大蔵財務協会、2006）。

(50) 青木ほか・前掲注(49)556 頁。

その後、本改正に伴い、相基通において、延納の許可限度額の算式及びその算式に係る詳細が定められた。

4 物納制度の導入

相続税の物納制度は、日中戦争の拡大に伴う相次ぐ相続税の増税を背景に、昭和 16 年に初めて導入された⁽⁵¹⁾。

相続税についての物納制度は、「相続税増徴の緩和策としては、年賦延納期間の延長がなされてきたが、不動産が多い納税者の困難を緩和するため物納制度の導入が求められた。そこで政府は、昭和十五年七月に相続税物納制度調査会（会長は河田烈大蔵大臣）を設置し、物納制度導入の可否」⁽⁵²⁾が検討され、昭和 16 年法律第 79 号により、当時の相続税法（明治 38 年法律第 10 号）に追加制定され、相続税法の改正⁽⁵³⁾及び同法施行規則の改正⁽⁵⁴⁾に至り、物納制度が新設された。

昭和 16 年に新設された物納制度の概要は、①物納申請は、期限までに行う必要があること、②金銭納付困難事由が必要であること、③物納財産は、相続により取得した財産で法施行地内にあること、④物納財産は、管理又は処分をするのに不適格な財産（以下「管理処分不適格財産」という。）でないこと、⑤原則として超過物納は認められないこと、⑥物納財産の収納価額は、原則として相続開始時の価額であること及び⑦収納の時までに当該財産の状況に著しい変化が生じたときは、収納の時の現況により当該財産の収納価額を定めることができる（以下「収納価額の改訂」⁽⁵⁵⁾という。）ことなど、こ

(51) 牛米勉「相続税物納制度の導入」税大ジャーナル 27 号 151 頁（税務大学校、2017）。

(52) 国税庁税務大学校税務情報センター・前掲注(41)25-26 頁。

(53) 相続税法中改正法律（昭和 16 年法律第 79 号）。

(54) 相続税法施行規則中改正ノ件（昭和 16 年 4 月 9 日勅令第 410 号）。

(55) 国税庁ホームページ・前掲注(36)7 頁。

「物納申請財産の収納価額は、原則として、相続税の課税価格計算の基礎となった相続財産の価額になります。ただし、収納の時までに物納財産の状況に相続時と比べて著しい変化があった場合には、収納の時の現況により評価した価額になりま

れらは、現在の物納制度に受け継がれている。

5 物納制度の改正の変遷

相続税の物納制度について、金銭納付困難事由に着眼して改正の変遷⁽⁵⁶⁾を明らかにすると以下のとおりである。

(1) 旧相続税法（昭和 22 年法律第 87 号）

相続税法は、明治 38 年に導入された後、昭和 22 年に全文改正され、同法 52 条は、「相続税の納税義務者は、その納付すべき相続税額のうち、金銭で納付することを困難とする金額について、物納を申請することができる。」と規定している。

前述のとおり、相続税についての物納制度は、昭和 16 年法律第 79 号により、当時の相続税法（明治 38 年法律第 10 号）に追加制定され、その中で「政府ハ相続財産ノ状況ニ依リ税金ノ納付カ容易ニシテ物納ヲ許可スルノ必要ナシト認ムルトキハ相続税審査委員会ノ諮問ヲ経テ之ヲ許可セサルコトヲ得（17 条の 2）」として、昭和 16 年の物納制度導入時から、金銭納付困難事由を物納の要件としており、昭和 22 年の全文改正時においてもこれを踏襲している。

(2) 現行相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）

現行の相続税法の立法時においても、同法 41 条により「金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、物納を許可することができる。」と規定されている。

(3) 相続税法の一部を改正する法律（昭和 28 年法律第 165 号）

延納の規定である同法 38 条については、全文が改正され、「金銭で一時

す。これを『収納価額の改訂』といいます。」とされる。

なお、「収納価額の改定」と表記される文献もあるが、本稿においては、「収納価額の改訂」で統一する。

(56) 武田・前掲注(43)3133-3139 の 4 頁。

に納付することを困難とする事由」の要件を必要としなくなったが、物納の規定である同法 41 条については、「金銭で納付することを困難とする」規定に係る改正は行われていない。

(4) 相続税法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 16 号）

相続税の延納について「納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする」との要件が加えられるとともに、物納の規定においては、これまでの「金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては」の要件に「延納によっても」の文言が追加され、平成 4 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税から適用された。

この改正は、「金銭で納付する」とは、即納はもとより、即納はできないが延納により納付することが可能である場合をいい、今回の改正において相続税の延納について「納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする」の要件が追加されたため、延納が認められる要件と、物納が認められる「金銭で納付することを困難とする」要件との相違を条文上明らかにする必要があるため、物納が認められる要件について、延納という金銭納付によっても納付すべき相続税額を納付することを困難とする事由がある場合に物納申請をすることができることを規定上明らかにし、金銭納付の原則に対していわば物納は例外的に認められるという従来からの物納の置かれている法令上の位置付けについての規定の整備が趣旨とされる⁽⁵⁷⁾。

その後、本改正に伴い、相基通において、『金銭で納付することを困難とする事由』があるかどうかは、貸付金の返還、退職金の給付の確定等納税義務者の近い将来において確実と認められる金銭収入をも考慮した上で判定するものとする。」とされたが、この通達の内容は、「納税義務者の相続財産以外の財産を税源とすることは避けなければならない、これをあえ

(57) 国税庁・前掲注(47)251-252 頁。

てするときは、税本を侵蝕する結果となる」⁽⁵⁸⁾との理由から「法律の規定（相続税法 41 条 1 項）の解釈の範疇を踰越している、または、その解釈として無理がある」⁽⁵⁹⁾とする見解がある。

なお、この改正法の施行に伴い、国税庁は、「金銭納付を困難とする理由書」の様式を新規に作成し、物納申請書の提出に合わせて当該理由書を提出することを求めた⁽⁶⁰⁾。

（５）所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 10 号）

物納制度の重要な改正が行われ⁽⁶¹⁾、平成 18 年 4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税から適用された。

この改正において、金銭による納付困難要件に係る部分の背景と趣旨⁽⁶²⁾は、前述の相続税の延納要件の見直しに係るものと同旨である。

この改正において、相続税法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 126 号）により、17 条（物納の許可限度額）が新設され、その後、本改正に伴い、相基通において、物納の許可限度額の算式及びその算式に係る詳細が定められた。

(58) 新井・前掲注(30) 8 頁。

(59) 新井・前掲注(30) 8 頁。

(60) 「『金銭納付を困難とする理由書』で物議 プライバシー侵害の観点から内容の一部見直しも検討」旬刊速報税理 6 月 1 日号 8 頁（1993）。

(61) 金子宏「相続税における物納制度の改正」税研 125 号 12 頁（2006）。

「改正の項目は、(1)物納不適格財産の明確化等、(2)物納手続の明確化、(3)物納申請の許可に係る審査期間の法定等、(4)物納申請を却下された時の延納の申請、(5)延納中の物納の選択、(6)その他所要の措置、の 5 点にわたっている。その内容はいずれも重要」とされる。

(62) 青木ほか・前掲注(49)545-546 頁。

第 2 章 金銭納付困難事由について

第 1 章で確認したとおり、相続税の延納について、平成 4 年の改正により、金銭納付困難要件が追加され（相法 38①）、同時に物納においても、これまでの金銭納付困難要件に「延納によっても」の文言が追加され、『延納によっても』金銭納付困難」とする事由がある場合に物納申請ができるとなった（相法 41①）。この両条項の「金銭納付困難」は一元的に解釈すべきものと考えられている⁽⁶³⁾。

なお、延納によっても金銭納付困難事由がある場合における、その納付を困難とする金額は、物納の許可をすることができる許可限度額として相続税法施行令 17 条に規定されており、具体的な計算方法は、相基通 41-1 により示されている。

また、国税庁の様式である相続税物納申請書には、「延納によっても金銭で納付することを困難とする理由」欄が設けられており、その欄には、「別紙『金銭納付を困難とする理由書』のとおり。」との印字がなされている。

したがって、納税義務者は、物納申請時において、相続税物納申請書の別紙である「金銭納付を困難とする理由書」を作成・提出することにより、物納申請税額が延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲であることを税務署長に対して明らかにする必要がある⁽⁶⁴⁾。

現行の「金銭納付を困難とする理由書」は、平成 18 年の改正法の施行に伴い、一部改正された相基通を基本として整備されたものであるが、その内容は厳密である。

これは、従来の物納制度において問題になっていた「金銭による納付困難要件を厳密に審査せず、安易に物納を認めてきたという」⁽⁶⁵⁾指摘から厳格化され

(63) 黒坂昭一「相続税法基本通達の一部改正について（延納・物納制度の改善に関する取扱いの改正）」週刊税務通信 2244 号 21 頁（1992）。

(64) 国税庁ホームページ・前掲注(36)9 頁・10 頁。

(65) 青木ほか・前掲注(49)545 頁。

たものと考えられる。

第 1 節 金銭納付困難事由の判断に係る議論

金銭納付困難事由の判断について、これまで議論されてきた点は、主に 2 点である。

1 点目は、いつの時点において、金銭納付困難の判断を行うべきかという点（金銭納付困難事由の判定時期に係る議論）であり、2 点目は、金銭納付困難の判断を行う場合は、納税資金に相続人固有の金銭資産を含めるか否かという点（納税資金源に係る議論）である。

1 金銭納付困難事由の判定時期に係る議論

議論の 1 点目は、金銭納付困難事由の判定時期についてである。

金銭納付困難事由の判定時期について、学説には、①相続開始の時、②納期限の時、③許可時の三つの説がある⁽⁶⁶⁾。

(1) 相続開始の時とする説

相続開始の時を判定時期とすることについては、『金銭で納付することを困難とする事由』があるか否かの認定は、はじめて当該事由の発生すべき相続開始のときにおいてさるべきであって、その発生を相続開始のときより過去にさかのぼらせ、またはその将来にわたらせて行われるべきではない。その理由の第一は、過去にさかのぼらせるときは、納税義務者が現に有する金銭的資産が、相続によって義務づけられる租税債務の履行に充てられることとなることがあり、納税義務者がその有する財産によって維持してきたその恒常的経済生活が侵害されることがあり、将来にわたらせるときは、納税義務者の既に計画されている将来の経済生活に不安と支障とをもたらすことがあることとなることである。その理由の第二は、相続

(66) 小林博志「物納の許可」日税研論集 27 号『物納制度』80 頁（日本税務研究センター、1994）。

人の相続により取得した金銭的資産以外の金銭的資産の増加の原因となる事象は、その時期の過去たると将来たるとをとわず、相続税以外の租税の対象となりうべき」⁽⁶⁷⁾とされる。

(2) 納期限の時とする説

納期限の時を判定時期とすることについては、「①物納制度の創設理由（相続財産の処分困難のための納税の緩和）および②実定法は、相続税の納期限（物納申請期限）が相続の開始を知った日から六月後と規定しており、この間の財産処分による納付資金繰りも当然考慮しているものと解される。従って、その納付困難の判定は原則として、その納期限（物納申請期限）において行うべきものと解される。なお、考え方としては、物納許可時において判定するということも考えられるが、このように解すると、税務官庁の許可調査事務の遅速によって、物納の要件事実が変動することになり理論的に疑問がある。」⁽⁶⁸⁾とされる。

また、「現行相続税の性格や相続税法四二条一項が物納許可申請期限を納期限としている点などを考慮して、それぞれの納期限時とみるのが妥当である。つまり、それぞれの納期限時において納税義務者である相続人自身の資力をも勘案して金銭で納付することが困難であるかどうかが判定されるべきである。」⁽⁶⁹⁾と指摘するものもある。

(3) 許可時とする説

相続税法では、申請後において金銭納付困難事由の有無を調査することとしており（相法 42②）、申請時から調査時までの間のタイムラグが予想されるところ、物納許可時（その要件があるかどうかを調査するとき）までに生じた事情をも考慮して、金銭納付困難事由があるかどうかを判断す

(67) 新井・前掲注(30)7-8頁。

(68) 福島彌門治「租税の金銭納付制度の例外―物納制度を主として―」税経通信 19 号 83 頁（税務経理協会、1964）。

なお、相続の開始があったことを知った日の翌日から 6 か月以内とされていた相続税の申告書の提出期限（納期限）は、平成 4 年度税制改正により、平成 5 年以降、段階的にその期限が延長され、平成 8 年以降、10 か月以内とされた。

(69) 北野・前掲注(25)405 頁。

れば足りる⁽⁷⁰⁾とされる。

2 検証

学説的には三つの説があるものの、実務上、国税局又は税務署の担当者（以下「担当者」という。）は、金銭納付困難事由について、①相続開始の時点ではなく、納税義務者が相続開始前から所有している財産（固有財産）や近い将来における金銭収入（貸付金の返還、退職金の給付等）をも含んで計算した物納の許可限度額を、②納期限の時（物納申請時）に審査し、その後の③許可時（物納財産の収納時）までに生じた事情を考慮して判定している。

なお、物納申請が行われた場合、担当者は、速やかに金銭納付困難要件の審査を終了させ、特段、物納申請者から金銭納付困難事由の解消の申出がない限り、あるいは、後日、明らかな解消事由が判明したとする場合以外は、一度、申請時において金銭納付困難要件の審査を終了したものに対して再度、要件審査を行うことはなく、処理を進めていく必要がある。

これは、平成 18 年の物納制度改正時に設けられた「物納申請の許可に係る審査期間の制定」⁽⁷¹⁾により、税務署長は、物納申請から 3 か月内にその申請に係る税額の全部又は一部について物納財産ごとにその申請に係る物納を許可又は却下する必要があることに関係する。

なぜなら、担当者は、その審査期間内に物納要件の審査、物納手続関係書類の審査、現地調査（物納申請財産が不動産である場合）⁽⁷²⁾、財務局等との協議及び税務署長への決裁などの物納に係る一連の処理を終了させ、物納申

(70) 杉沢史郎＝長井仁『問答式 相続税延納物納の手引』188 頁（ぎょうせい、1992）。

(71) 青木・前掲注(49)534 頁。

「物納制度の全体的な制度整備の一環として、審査期間を原則 3 月（例外として物納申請財産が多数ある場合などについて 6 月、積雪などの理由により現地確認などの審査ができない場合には 9 月）とすることとされ（中略）、この審査期間内に税務署長が、許可又は却下を行わない場合には、物納の許可があったものとみなす規定も設けられました」とされる。

(72) 国税庁ホームページ・前掲注(36)13 頁。

請者へ物納許可（又は却下）通知書を送付しなければ、いわゆる「みなし許可」となり、本来、物納不可な事案であっても物納を許可せざるを得ず、国に多大な損害を与えることにもなりかねないからである。

3 検証結果

金銭納付困難事由に係る判定方法のうち、その判定時期自体は、実務の面では、事務運営上、弾力的な判断が行われているが、①「相続開始の時」とする説は、納税資金に相続人固有の金銭資産を含めるべきではないとの考えを基とし、②「納期限の時」とする説は、納税資金に相続人固有の金銭資産を含めるとの考えが基となっている。

すなわち、金銭納付困難事由の判定時期に係る議論の帰着は、次の納税資金源に係る議論の帰着に左右されることになる。

第 2 節 納税資金源に係る議論

1 納税資金源に係る三つの説

議論の 2 点目は、「金銭納付困難」の判断を行う場合は、納税資金に相続人固有の金銭資産を含めるか否かという点である。

納税資金に相続人固有の金銭資産を含めるか否かについては、次のとおり学説が分かれている。

（1）納税資金に相続人固有の金銭資産を含めるべきではないとする説

相続税の税源に着目して、納税資金には相続人固有の金銭資産を含めず、相続財産に限るべきであるとする考え方がある。

具体的には、相続税の税源について、「相続税は相続の開始に依つて財産権の移転する時を捉へ其の財産に課する税である。従つて其の税源は相続財産であり、其の租税客体も相続財産」⁽⁷³⁾との考えを受けて、「それゆえ、

(73) 汐見三郎『租税論』211 頁（有斐閣、1948）。

相続による財産の増加が他の原因による財産の増加と異別のものである
ということの性質上、納税義務者の相続財産以外の財産を税源とすることは
避けなければならない、これをあえてするときは、税本を侵蝕する結果と
なる」⁽⁷⁴⁾として、納税資金に相続人固有の金銭資産を含めるべきではない
とする考え方である。

(2) 納税資金に相続人固有の金銭資産を含めることを支持する説

一方で、相続税の性格に着目して、納税資金には相続人固有の金銭資産
を含めるとする考え方がある。

具体的には、「実定相続税法には納税資金を相続財産に限定する趣旨の
規定がないことや現行相続税の性格は基本的には遺産取得税であって（省
略）、法は取得者の人的事情を考慮する建前（取得者課税）をとっており、
納税資金を相続財産に限定しなければならない本質的理由も存しないこ
と等にかんがみれば、相続人自身の財産状況をも含めて判定すべきである
と解され」⁽⁷⁵⁾、「納税者自身（固有）の財産を含めることについては議論の
あるところだが、現行相続税法上、相続した財産に限っておらず、相続税
が遺産取得課税方式であることから、納税者自身の財産を除く根拠はない」
⁽⁷⁶⁾として、納税資金には相続人固有の金銭資産を含めるとする考え方であ
る。

(3) (1) の説に一定の理解は示すものの、(2) の説を支持する説

他方、「相続税は財産課税であることから、その納付資金源もその相続財
産によるのを原則とすべきであり、立法論としては、この判断の基礎には
相続人固有の金銭資産は含めるべきではないとも考えられる。」⁽⁷⁷⁾と(1)
の説に一定の理解は示すものの、「実定法においては、①判断の基準を『納
税義務者について…納付すべき相続税額を金銭で納付することを困難と

(74) 新井・前掲注(30)8頁。

(75) 北野・前掲注(25)404-405頁。

(76) 関場修『相続税法基本通達逐条解説〔最新版〕』448頁（大蔵財務協会、1996）。

(77) 福島・前掲注(68)82頁。

する事由がある場合においては……』とし、相続財産に限るとの制限を付けていないこと、②物納は金銭納付の例外として認められること、③相続財産のすべてが、物納にあてることのできない不適當財産であるときは、相続財産による金銭納付は不可能にもかかわらず、物納を認めていないこと等から、相続人固有の金銭資産も加味して判断すべきものと解すべき」⁽⁷⁸⁾として（２）の説を支持する説がある。

2 相続税の性格からの検証

（１）相続課税の課税根拠

相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠については、遺産課税方式を採るか遺産取得課税方式を採るかにより位置付けは若干異なる面はあるが、基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられている⁽⁷⁹⁾。

（２）課税方式の概要

相続税の課税方式は、「遺産課税方式」と「遺産取得課税方式」とに分類され、我が国は、この二つの併用方式である「法定相続分課税方式」を採用している。これは、「遺産取得課税方式を基本として、当該方式のもつ欠点を法定相続分課税の導入により解消しようとする考え方」⁽⁸⁰⁾に基づき、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、それを各人の取得財産額に応じ按分して課税する方式である（相続税の課税方式の類型と特色を示した表は、図表 3 参照。）。

(78) 福島・前掲注(68)82 頁。

(79) 税制調査会平成 12 年 7 月「わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択－」答申 第二 個別税目の現状と課題 四 資産課税等 2.相続税 (1)相続税の意義 290 頁(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/etc/2000/pdf/zeichof12.pdf>) (令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧)。

(80) 税制調査会平成 18 年 5 月「第 45 回総会・第 54 回基礎問題小委員会」資料（相続税・贈与税）3 頁(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/gijiroku/kiso/2006/pdf/b45kai1.pdf>) (令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧)。

(3) 検証

イ 遺産課税方式

遺産課税方式は、「被相続人の一生を通じた租税負担の清算を行い、被相続人が生存中に蓄積した富の一部を死亡に当たって社会に還元するという考え方」⁽⁸¹⁾に基づき、遺産全体を課税物件として、例えば、遺言執行者を納税義務者として課税する方式である。

この方式の場合、「相続税は遺産に対する債務であり、遺産の管理人等が分割前に他の債務と同様に相続税納税義務を処理」⁽⁸²⁾する。

すなわち、アメリカで採用されている「遺産課税方式」は、被相続人の遺産全体に対して課税され、納税義務者である遺言執行者によって「①死亡の届け出、②遺産価値の算出、③遺言検認 (Probate) の申請、④遺産税納税、⑤債務の返済、⑥相続人への配分」⁽⁸³⁾が行われるという仕組みである。

よって、遺産課税方式は、被相続人の遺産全体に対して課税され、納税額を差し引いた残額が各相続人に分配されるという仕組みであるから、納税資金に相続人固有の金銭資産を含めるという概念は、初めから存在しなくなる。

ロ 遺産取得課税方式

遺産取得課税方式は、「偶然の理由による富の増加に担税力を見出して相続人に課税することにより、富の集中の抑制を図るという考え方」⁽⁸⁴⁾に基づき、相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式である。

課税物件とは、「課税の対象とされる物・行為または事実のことで、納

(81) 税制調査会・前掲注(80) 3 頁。

(82) 渋谷雅弘「相続税の本質と課税方式」税研 139 号 23 頁 (2008)。

(83) 宮本佐知子＝橋口達「上場株式等の相続税評価：英国・米国との比較 ―株価下落時の措置と ISA/IRA 資産の相続を中心に―」野村資本市場クォーターリー 2021 年夏号 79 頁(<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2021/2021sum07.pdf>) (令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧)。

(84) 税制調査会・前掲注(80) 3 頁。

税義務が成立するための物的基礎をなす。」⁽⁸⁵⁾

相続税の課税物件は、相続によって取得した財産であり、所得税の課税物件は、個人の所得である⁽⁸⁶⁾。

(4) 検証結果

我が国の相続税は、相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する「遺産取得課税方式」を基本とした「法定相続分課税方式」であり、納税資金源も課税物件である相続財産に限定すべきという考え方もある。

他方、所得税を例とすれば、所得税の課税物件は、個人の所得であり、個人の所得に応じて課税されるが、その納税資金源は個人の所得に限定されない。

例えば、仮に、相続によって取得した金銭資産により所得税を納税したとしても、その点に関する議論は見受けられない。

所得税と相続税とでは、所得税が、反復継続的に発生する所得に課税するのに対し、相続税は、一生に一度か二度で人の死を契機に発生する相続により取得した財産に課税するという性格の違いから別体系で課税する方法をとっており⁽⁸⁷⁾、所得税と相続税とは分けて考えるべきであるという考え方もあろう。

しかし、納税は、課税の後の問題であり、課税と納税とは別個に考える必要がある。

相続税は、相続人の租税債務であり、その債務の引き当てとして、相続人の固有資産による納税について制限を設ける必要はない。

加えて、相続税が滞納となった場合において、徴収職員⁽⁸⁸⁾が相続財産で

(85) 金子・前掲注(13)178 頁。

(86) 金子・前掲注(13)178 頁。

(87) 税制調査会平成 14 年 4 月「第 10 回基礎問題小委員会 議事録」

([https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-](https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/gijiroku/kiso/2002/kiso010a.html)

2009/gijiroku/kiso/2002/kiso010a.html) (令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧)。

(88) 国税徴収法 2 条十一号に定義される「税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員」をいう。

はなく、相続人の固有財産を差し押さえることについての違法性はない⁽⁸⁹⁾。

よって、納税時においては、「相続税の納税資金源を相続財産に限定する必要はない。」との結論に帰着する。

このことは、金銭納付困難要件の判定及び物納の許可限度額の計算（「金銭納付を困難とする理由書」の作成）に当たっては、相続財産のほか、納税義務者自身の相続財産以外の所有財産の状況などを考慮することを容認するものである。

(89) 国税徴収法 51 条（相続があった場合の差押）において、「徴収職員は、被相続人の国税につきその相続人の財産を差し押える場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続財産を差し押えるように努めなければならない（徴収法 51①）。」とあるが、この条項は、「国税の納付義務を負う者が死亡したことにより右納付義務が相続により相続人に承継されることになった場合、その相続人（国税通則法五条一項、民法八九六条）に対して差押を行う場合には、まず相続財産を差し押えるべき旨定めた規定であつて、本件の場合の如く、原告固有の租税債務につき差押を行なう場合に、まず相続財産から差し押えるべき旨定めたものではないから、本件差押について、同条違反の生ずる余地はない（大阪地判昭和 59 年 4 月 25 日訟月 30 巻 9 号 1725 頁〔1745 頁〕）。」と判示されている。

図表 3 相続税の課税方式の類型と特色⁽⁹⁰⁾

課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	法定相続分課税方式 (併用方式)
概要	遺産全体を課税物件として、例えば、遺言執行者を納税義務者として課税する方式	相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式	遺産取得課税方式と遺産課税方式の併用方式 相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、それを各人の取得財産額に応じ按分して課税する方式
納税義務者	遺産管理人・遺言執行者	相続人・受遺者	相続人・受遺者
長所	・その者の一生を通じた租税負担の清算という目的に適合 ・遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じない ・税務執行が容易	・個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じた累進税率を適用することができ、各々の担税力に応じた課税をすることができる ・富の集中の抑制を図るとの目的に適合 ・平等の原則のもとにたつ相続法の趣旨に合致	・それぞれの方式の長所を採り入れている
短所	・個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じて累進税率が適用されないなど、遺産取得課税方式による長所を実現できない	・遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じる ・仮装分割による申告の懸念など、適正な税務執行に課題	・他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ正確な税額の計算・申告ができない（一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生する） ・居住等の継続に配慮した課税価格の減額措置により、居住等の継続に無関係な他の共同相続人の税負担まで緩和される
採用国	アメリカ	ドイツ・フランス	日本

(90) 税制調査会令和 4 年 10 月「第 1 回 相続税・贈与税に関する専門家会合」説明資料（財務省令和 4 年 10 月 5 日）28-29 頁(<https://www.cao.go.jp/zeicho/content/4sozoku-zoyo1.pdf>)（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）を参考に筆者作成。

3 相続税の性格以外の背景からの検証

(1) バブル経済の影響による背景

上記のとおり、相続税の性格から検証した結果は、「相続税の納税資金源を相続財産に限定する必要はない。」との結論に帰着した。

しかし、平成 4 年の改正から解説されるようになった「金銭で納付することを困難とする金額は、納税義務者が相続により取得した財産（相続財産）及び贈与により取得した財産（受贈財産）のほか、納税義務者自身の相続財産以外の所有財産の状況などを考慮することとした。」⁽⁹¹⁾とする金銭納付困難要件に係る解釈は、平成 3 年のバブル崩壊を背景（相続税の性格以外の背景）とした政策的な側面からによっている部分もある。

その背景は、平成 3 年に崩壊したバブル⁽⁹²⁾の影響による次の 2 点である。

- ① バブルの崩壊に伴って、地価の下落と株価の値下がりなどで物納申請件数が、平成元年度 515 件、2 年度 1,238 件、3 年度 3,871 件、4 年度 12,778 件と増加⁽⁹³⁾し、その申請件数を抑制する必要があるといった思惑があったこと⁽⁹⁴⁾。

(91) 尾崎・前掲注(48)281 頁。

(92) 厚生労働省ホームページ「平成 23 年版 労働経済の分析 一世代ごとにみた働き方と雇用管理の動向―」まとめ 257 頁
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/11/dl/04.pdf>) (令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧)。

「1989 年（平成元年）、日本社会は『昭和』から『平成』へと新しい元号に変わり、将来への期待もふくらんだが、そこで進行していた資産価格や地価の上昇は、持続的なものではなかった。1991 年（平成 3 年）、バブルは崩壊し、日本経済は長期の経済停滞に陥り、雇用情勢は悪化を続けることとなった。」とされる。和暦筆者記載。

(93) 国税庁ホームページ「国税庁統計年報 長期時系列データ 国税徴収 2 物納及び年賦延納の状況」
(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/jikeiretsu/01.htm>) (令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧)。

(94) 篠塚新一『相続税延納・物納 Q & A ハンドブック [改訂版]』308 頁（税務経理協会、1993）。

「相続税の納付について物納が認められる要件の一つに、『延納によっても金銭で納付することを困難とする事由』がある（相法 41①）。国税の納付は金銭納付が

- ② 市中金利の動向により、金銭で一時に納付することを困難としない納税者であっても延納を選択し、本来、納税資金に充てるべき資金（余裕資金）により高金利商品の利息と延納に係る利子税との差を利用した財テクを行っているとの批判があり⁽⁹⁵⁾、バブル全盛期を背景とした批判を回避する目的があったこと。

（２）現在の状況

現在においては、状況が平成 4 年の当時とは次のとおり大きく変わっている。

- ① 物納申請件数は、令和元年度 61 件、２年度 65 件、３年度 63 件、４年度 52 件と沈静化⁽⁹⁶⁾している。
- ② 政府は、「貯蓄から投資へ」へシフトする取組を行っており、納税者自身のライフプランにあわせた資産形成を進めるという方針⁽⁹⁷⁾を示している。

（３）検証

平成 4 年当時と現在とでは、明らかに相続税を取り巻く経済社会の構造は変化しており、政府与党からも「納税者の支払能力をよりの確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、物納許可限度額の計算方法につ

原則とされているところ、現行の相続税の納付に当たってのみ『物納制度』が認められている。これは、例外的納付手段であることから、上記のような『歯止め』がかけられたものと考えられる。」とされる。

(95) 黒坂・前掲注(63)18 頁。

(96) 国税庁ホームページ・前掲注(93)。

(97) 首相官邸ホームページ「総理の指示・談話など『資産所得倍增元年・貯蓄から投資へ』岸田総理からのメッセージ（更新日：令和 5 年 6 月 30 日）」

(https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/discourse/20230630contribution.html)
(令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧)。

「岸田政権では、今年を『資産所得倍增元年』とし、『貯蓄から投資へ』のシフトを大胆かつ抜本的に進めていきます。『人生 100 年時代』。個々人の生き方、働き方も多様になり、それぞれのライフプランにあわせた資産形成が重要になっています。皆様が、ご自身のライフプランにあわせた資産形成を進められるよう、政府一丸となって取り組んでいきます。」とされる。

いて早急に検討し結論を得る。」⁽⁹⁸⁾との方針が示されている。

このように、金銭納付困難要件の見直しを求める意見があるものの、平成 18 年税制改正から「現金納付困難要件を判定する際には、相続財産だけではなく、納税義務者の固有の財産も対象として判定する」⁽⁹⁹⁾ことが明らかにされ、金銭納付困難要件の判定方法が法令に規定されたことから、その法令の改正には、「相続税の納税資金源を相続財産に限定する。」ことの理論的根拠が必要であり、ハードルが高い。

(4) 検証結果

延納及び物納許可限度額については、相続税法施行令 12 条（延納の許可限度額）及び同令 17 条（物納の許可限度額）により法令に規定されていることから、両条の改正は困難としても、法の適正な運用のため、通達改正による対応や、より納税者の立場に立った事務処理への転換は、その可能性を残してないかを検討すべきとした課題は残る。

第 3 節 金銭納付困難要件緩和の可能性

1 法令の規定

金銭納付困難要件として、延納については、「税務署長は、納税義務者について納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、年賦延納の許可をすることができる。」と規定され（相法 38①）、物納については、「税務署長は、納付すべき相続税額を延納によって金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として政

(98) 自民党ホームページ「令和 6 年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）令和 5 年 12 月 14 日」119 頁（https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/207233_1.pdf）（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

(99) 青木ほか・前掲注(49)556 頁。

令で定める額を限度として、物納の許可をすることができる。」と規定されている（相法 41①）。

この両条文に規定する「政令で定める額」は、延納については、延納の許可限度額として、「納付すべき相続税額から納税義務者が相続税額に係る納期限又は納付すべき日において有する現金、預貯金その他換価の容易な財産の価額に相当する金額からその者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活のために通常必要とされる費用の三月分に相当する金額並びにその者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した残額」と規定され（相令 12①）、物納については、延納の許可限度額に加えて、延納によって納付することができる額として「相続税額に係る納期限又は納付すべき日以後において見込まれる納税義務者の収入の額として合理的に計算した額」から「納期限又は納付すべき日以後において、納税義務者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活のために通常必要とされる費用に相当する額並びにその者の事業の継続のために必要な運転資金の額」を控除した残額を物納の許可限度額と規定している（相令 17）。

2 通達改正による対応

上記法令の解釈として、相基通により、延納の許可限度額の計算（相基通 38－2）及び物納の許可限度額の計算（相基通 41－1）についての算式及びその算式に係る詳細を定めている。

しかし、法の適正な運用のため、通達改正による対応を試みたい。

そこで、現行の相基通について、金銭納付困難要件の判断基準の緩和に資するため、改善すべき点を 3 点抽出し、改正案を提言する。

（1）換価の容易な財産の価額（相基通 38－2 中、符号 D）

なお書きにおいて、「なお、ここにいう換価の容易な財産とは、次のような財産をいう。」として、続けて換価の容易な財産が定義されているが、このように定義されてしまうと納税義務者の事情を考慮するということができない、しんしゃくを加えることができない。

そこで、現行のなお書きに続けて、「ただし、当該財産の換価により将来にわたって現在の生活の維持が困難となる場合など、個別の事情があるときは、その事情を勘案して当該財産を換価することの要否について判定して差し支えない。」と追加することにより、金銭納付困難要件の判断基準の緩和を図る。

(2) 生活のため通常必要とされる 1 月分の費用（相基通 38－2 中、符号 E）

生活のため通常必要とされる 1 か月分の費用として、国税徴収法の規定が引用されている。

具体的には、1 か月分の生活費として、申請者自身に係る分を 100,000 円、配偶者その他の親族分に係る分を 45,000 円として認めている。

この 100,000 円や 45,000 円の根拠は、国税徴収法 76 条（給与の差押禁止）、国税徴収法施行令（昭和 34 年政令第 329 号）34 条（給料等の差押禁止の基礎となる金額）であり、これらの金額は、「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）12 条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額（徴収法 76④四）」である。

すなわち、100,000 円や 45,000 円は、最低限度の生活を維持することの基準となる金額である。

むろん、これらの額に「申請者及び申請者と生計を一にする配偶者その他の親族の資力・職業・社会的地位等の個別事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の金額を加味した額」として、これらの額を増額させることを認めてはいるが、法令解釈において、最低限度の生活を維持することの基準となる金額を生活のため通常必要とされる 1 か月分の費用の基礎となる金額としていることについては疑問が残る。

そこで、生活のため通常必要とされる 1 か月分の費用の算出根拠とされる部分は削除し、「申請者及び申請者と生計を一にする配偶者その他の親族の資力・職業・社会的地位等の個別事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の金額」と簡素化することにより、金銭納付困難要件の判断基準の緩和を図る。

(3) 臨時的収入の額（相基通 41－1 中、符号 G）

なお書きにおいて、「なお、臨時的収入の額とは、おおむね 1 年以内に発生が見込まれる臨時的な金銭収入（貸付金の返還、退職金の給付の確定等）をいうものとする。」とされているが、これらの額は、子供の教育、就職や結婚、自身のマイホーム購入や老後の蓄えなど、納税義務者のライフプランにおいて、当然予定されている額であり、相続という突発的な出来事のため、そのすべてを相続税納付の資金に充てるということは、納税義務者のライフプランをも脅かすことになりかねない。

そこで、納税義務者個々の事情を総合勘案する必要性を感じることから、現行のなお書きに続けて、「おって、法第 41 条第 1 項に規定する『金銭で納付することを困難とする事由』があるかどうかは、当該金銭収入をも考慮した上で判定するものとするが、その判定については、納税義務者個々の事情を総合勘案して行っても差し支えない。」と追加することにより、金銭納付困難要件の判断基準の緩和を図る。

3 より納税者の立場に立った事務処理への転換

現行の国税庁が示す「金銭納付を困難とする理由書」は、平成 18 年の改正法の施行に伴い、一部改正された相基通を基本として整備されたものであるが、その内容は厳密である。同通達の一部改正が行われれば、「金銭納付を困難とする理由書」についても様式や記載方法が変更となり得、物納要件の判断基準の緩和を図ることに資する。

しかし、延納や物納を選択しなかった他の納税者との公平性を保つ観点からも、金銭納付困難要件の厳格な審査は継続する必要がある。

まして、本来、納税資金に充てるべき資金（余裕資金）があるにもかかわらず、それを投資に回すことは、金銭等による一括納付を原則としている国税通則法の規定に反する。

より納税者の立場に立った事務処理への転換とは、納税者の生活（生活水準を含む）の維持や個々の事情を勘案した「金銭納付を困難とする理由書」

の作成・指導を目的とするものであり、安易な要件審査を意図するものではない。

他方、仮に、法令解釈通達である相基通の一部改正が行われなかったとしても、国民の理解と信頼が得られるよう、現行の同通達に基づく厳密な金銭納付困難事由がなければ、申請は受け付けないなどということがあってはならない。

納税者の申出に、真摯に耳を傾けることは、行政庁のあるべき姿としての基本である。

第 4 節 金銭納付困難要件の認定

1 物納申請者からの情報の提出

国税は、金銭で納付することを原則としているが、相続税については、金銭納付困難事由がある場合において、納税義務者は「申請」⁽¹⁰⁰⁾を行い、税務署長の「許可」⁽¹⁰¹⁾を得て、その納付を困難とする金額を限度として、物納することができる。

そして、申請の仕組みが採られている場合には、「許認可等の判断に必要な情報は、基本的に申請者自身に提出させることによって、行政庁の情報収集費用を節減することができる。すなわち、申請者は、許認可等の判断に必要な情報を申請書に記載したり、書類を添付することによって、必要な情報を自ら行政庁に提出しなければならない」⁽¹⁰²⁾とされる。

(100) 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう（行政手続法 2 三）。

(101) 原田尚彦『行政法要論〔全訂第七版補訂二版〕』170-171 頁（学陽書房、2012）。

「許可とは、すでに法令または行政行為によって課されている一般的禁止を、特定の場合に解除する行為をいう。（中略）許可は、本来各人の有している自由を回復させる行為である。行政庁がその裁量で許可を拒み、国民の自由を制約することは原則として許されない。（中略）申請が法定の拒否事由に該当しないかぎり、行政庁は許可を拒むことはできない（いわゆる原則許可制）。」とされる。

(102) 宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論〔第 7 版〕』158 頁（有斐閣、2020）。

物納申請については、「金銭納付を困難とする理由書」を作成するに当たって使用した資料（前年の確定申告書や源泉徴収票等）の写しを添付することとなっている。

2 税務署長による調査

税務署長は、相続税物納申請書の提出があった場合においては、金銭納付困難事由等の物納要件に該当するか否かの調査を行い、その調査に基づき、当該申請書の提出期限の翌日から起算して 3 か月以内に当該申請に係る税額の全部又は一部について物納財産ごとに当該申請に係る物納の許可をし、又は当該申請の却下をすることとされている（相法 42②）。

実務上は、納税義務者から提出された「金銭納付を困難とする理由書」について、相続税申告書や確認資料として添付された前年の確定申告書や源泉徴収票等の写しに基づいて調査を行うのであるが、納税義務者が給与所得者であった場合、大部分の給与所得者は、給与の支払者が行う年末調整によって所得税額が確定し、納税も完了するため、確定申告の必要はなく、源泉徴収票を提出したとしても、そこには「手持ちの現金の額」、「預貯金の額」及び「換価の容易な財産」を証明する事項はない。

そこで、税務署長は、どの程度「金銭納付を困難とする理由書」の真実性を裏付ける調査を行う必要があるかということを以下検討する。

（1）質問検査権の付与

国税庁、国税局若しくは税務署の職員は、国税通則法 74 条の 3（当該職員の相続税等に関する調査等に係る質問検査権）により、「相続税に関する調査」のほか、「相続税の徴収」についても必要があるときは、相続税法の規定による相続税の納税義務がある者等に対し、質問検査権を有するとされている。

これは、「相続税法第 6 章に規定する延納及び物納に係る処分を行うための調査は、一般の課税処分を行うための調査とは異なる面があるため、延納及び物納に関する調査については『徴収』という語を用いて、その他

の調査とは区分していることによるもの」⁽¹⁰³⁾と考えられ、「調査と徴収を区分して規定している同条の文理を踏まえれば、法第 7 章の 2 の各規定における『調査』には、相続税・贈与税の『徴収』は含まれないものと解することが適当」⁽¹⁰⁴⁾とされる。

すなわち、国税通則法第 7 章の 2（国税の調査）等関係通達 1・1（「調査」の意義）の(1)注書きにより「法第 74 条の 3 に規定する相続税・贈与税の徴収のために行う一連の行為は含まれない。」と明記されており、いわゆる税務調査や滞納整理、犯則調査において実施することができる対象者の取引先である金融機関に対する取引照会などは、「金銭納付を困難とする理由書」の真実性を裏付けるためのみの理由では行うことができないことが、この注書きにおいて、「留意的に示されている」⁽¹⁰⁵⁾ものとされる。

（２）納付能力調査の必要性

相続税法 38 条（延納の要件）と類似した条文に国税通則法 46 条（納税の猶予の要件等）⁽¹⁰⁶⁾がある。この納税の猶予等に係る取扱要領⁽¹⁰⁷⁾において、「納付困難であるかどうかについては、・・・現在納付能力調査に基づいて判定する。」⁽¹⁰⁸⁾と事務運営指針に示されている。

ここで注意しなければならないのは、「金銭納付を困難とする理由書」の

(103) 山下和博『国税通則法（税務調査手続関係）通達逐条解説〔平成 30 年版〕』25 頁（大蔵財務協会、2017）。

(104) 山下・前掲注(103)25 頁。

(105) 山下・前掲注(103)26 頁。

(106) 税務署長等は、次の各号に掲げる国税（延納に係る国税を除く。）の納税者につき、当該各号に定める税額に相当する国税を一時に納付することができない理由があると認められる場合には、その納付することができないと認められる金額を限度として、その国税の納期限内にされたその者の申請（税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる（通則法 46③）。

(107) 国税庁ホームページ「平成 27 年 3 月 2 日付徴徴 5－10 徴管 2－14『納税の猶予等の取扱要領の制定について』（事務運営指針）」（<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/tyousyu/150302/01.pdf>）（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

(108) 国税庁ホームページ・前掲注(107)15 頁。

真実性を裏付けるために「納付能力調査」⁽¹⁰⁹⁾を行う必要はないということである。「納付能力調査」は、あくまで納税の猶予に係る処理のための調査であり、金銭納付困難要件のための調査ではない。

条文(通則法 46③)においても「延納に係る国税を除く」とされており、延納(物納)要件の調査のために「納付能力調査」を行うことは、明らかに事務処理範囲を逸脱する。

3 小括

以上のとおり、税務署長による調査の範囲は、納税義務者から提出された「金銭納付を困難とする理由書」の記載誤りや相続税申告書及び添付された前年の源泉徴収票等に基づいて確認をすれば足り、国税通則法 74 条の 3 (当該職員の相続税等に関する調査等に係る質問検査権) を根拠とする預貯金の額を調査するための「金融機関に対する取引照会」や同法 46 条(納税の猶予の要件等)に基づく国税を一時に納付することができないことを判定するための「納付能力調査」は行うことができず、真実性の裏付けは、納税義務者から提出された情報の真実性により担保される⁽¹¹⁰⁾と考えるべきである。

とりわけ、金銭納付困難要件の認定に当たって、納税者の申出を無視し、行政庁の偏見や独断によることは、納税者の自由や財産に不当な侵害をもたらすおそれがある⁽¹¹¹⁾。

(109) 国税庁ホームページ・前掲注(107)73 頁。

「納付能力調査は、その目的によって現在納付能力調査、見込納付能力調査及び事後調査に区分する。」とされる。

(110) 宇賀・前掲注(102)158 頁。

「申請者に許認可等の判断に必要な情報を提出させる仕組みは存在しても、当該情報の真実性が担保されていなければ、行政庁は的確な判断をすることはできない。行政庁は、申請者から提出された情報の真実性に疑問を持てば、関連資料を調査したり、聞き込み調査を行ったりして、当該情報の真実性を確認しなければならない。このような行政庁による情報の真実性確認の費用を可能な限り節減するために、申請者が虚偽情報を提出することを抑止する仕組みが必要となる。そこで、虚偽の申請に対しては一般に罰則を設けている。」とされる。

(111) 原田・前掲注(101)156 頁。

第 5 節 要件の認定に係る課題

税務署長による要件の認定は、客観的な判断に基づくのが妥当である⁽¹¹²⁾が、物納申請に係る金銭納付困難要件の認定は、個別性が強く、税務署長は、独自の判断で決断せざるを得ない。

現行の相基通を基本として整備された「金銭納付を困難とする理由書」は、その厳密さゆえ、裁量の範囲は極力狭められ、経験則などによる独自の判断が排除されており、行政庁側にとっては、均質的な金銭納付困難要件の認定が可能となり得る。

これに対し、前述した金銭納付困難要件緩和に資するための改正案は、担当者の裁量に委ねられるようなものでもあるとも思われ、物納事案が減少している現在、担当者は経験も少なく、個別の事情をどの程度勘案して判断すればいいのか、判断できるのか、そういった問題が発生する。

よって、「均質的な金銭納付困難要件の認定」という点においては、課題が残る。

しかし、金銭納付困難要件を規律する相続税法 41 条は、「行政庁の高度な技術的知識に基づく専門的判断や政治的責任をともなした政策的判断を予定している」⁽¹¹³⁾とも考えられ、「法は最終決定の選択・決断を行政庁の責任ある公益判断に委ねていると解さざるをえない」⁽¹¹⁴⁾ことから、時代のニーズに的確に対応した金銭納付困難事由の考え方をもって、要件の認定を行うことにより、課題を克服することは、行政の果たすべき役割や任務として然るべきであると

「行政行為の発動をもっぱら行政庁の一方的判断に委ね、判断形成過程に関係者の参与を認めない在来のやり方は、国民の主体性を無視するもので、民主国家・主権在民の理念にふさわしくない。また、実践的にみても、行政庁の偏見や独断によって国民の自由や財産に不当な侵害をもたらすおそれがある。」とされる。

(112) 北野・前掲注(25)405 頁。

「金銭で納付することを困難とする事由があるとの客観的な認定がなされた場合には、税務署長は物納を許可しなければならない。」とされる。

(113) 原田・前掲注(101)150 頁。

(114) 原田・前掲注(101)150 頁。

考える。

第 3 章 上場株式の評価

第 1 節 上場株式の評価方法

1 評価の原則

相続税法 22 条（評価の原則）において、「この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時点における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。」と規定され、「時価」の内容は法律の解釈に委ねられている。

法令解釈通達である評基通において、同条に規定する時価については、「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈により取得したものとみなされた財産のその取得の日）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」と通達されている（評基通 1 (2)）。

2 評基通の定めによる上場株式の評価

上場株式の価額は、銘柄の異なるごとに、1 株ごとに評価する（評基通 168）。

上場株式は、金融商品取引所における取引価額がそのまま「時価」を示しているということもできるが、株価は、需要と供給とによって日々変動し、会社の財務状態、経営、業績等及びそれらに関する外部評価により、急激な価格変動が想定されるため、「上場株式の評価に当たっては、1 時点における需給関係による偶発性を排除し、ある程度の期間における取引価格の実勢をも評価の判断要素として考慮し、評価上のしんしゃくを行うことがより適切

であるところから」⁽¹¹⁵⁾、上場株式の価額は、課税時期（以下「相続開始日」という。）における最終価格（以下「終値」という。）によって評価することを原則とするが、次の①から④のうち最も低い価額によって評価することを認めている（評基通 169）。

- ① 相続開始日の終値
- ② 相続開始日の属する月の毎日の終値の月平均額
- ③ 相続開始日の属する月の前月の毎日の終値の月平均額
- ④ 相続開始日の属する月の前々月の毎日の終値の月平均額

第 2 節 裁判例が示す株式評価の合理性

株式の評価に係る合理性等を判断した先例的⁽¹¹⁶⁾な裁判例として、大阪地裁昭和 59 年 4 月 25 日判決（訟月 30 卷 9 号 1725 頁）（以下「大阪地裁昭和 59 年判決」という。）がある。

1 事案の概要

- ① 昭和 48 年 5 月 2 日、訴外 A（建材メーカーであった B 社の代表者）が死亡し、相続人 X（原告）らは訴外 A の遺産を相続した。
X は、その後、B 社の代表者となる。
- ② X は、遺産分割協議未了のまま法定申告期限である同年 11 月 2 日に相続税申告書を提出し、その後、税務調査を受け、調査結果による修正

(115) 松田貴司『財産評価基本通達逐条解説〔令和 5 年版〕』581 頁（大蔵財務協会、2023）。

(116) 大阪地判昭和 59 年 4 月 25 日判タ 534 号 165-166 頁。

「本判決は、相続開始後、株価が下落した場合にも右通達の基準によって評価するのは合理的であると判示したものであつて、この点についての同趣旨の先例（東京地判昭 47・11・20 税資六六号九七九頁、東京地判昭 55・10・28 税資一一五号二八四頁）に沿うものであるが、ただ、右先例の場合は、相続開始後に起こつた株価の下落が原告による当該株式の大量譲渡に起因するものであつたのに対し、本件は株価の下落が経済事情の変動に起因するものであるから、この点において先例としての意義があろう。」とされる。

申告のしょうように応じ、昭和 50 年 7 月 7 日、遺産分割協議に基づく相続税の最終修正申告書を提出した。

- ③ X が取得した相続財産の総額は約 27 億 8,000 万円であり、その相続財産の 91% 強が株式（評価額、約 25 億 3,400 万円）であった。

その株式の内訳は、B 社の上場株式（評価額、約 14 億 2,000 万円）、その関連会社 6 社の非上場株式（評価額、約 11 億 1,400 万円）であった。

- ④ X の最終的な相続税額は約 14 億円であったが、法定納期限である昭和 48 年 11 月 2 日に一部納付し、残額の 8 億 5,000 万円について、B 社の納税保証を担保に延納申請を行い、同年 12 月 18 日に 10 年の年賦延納が許可された。

- ⑤ その後、B 社は、いわゆるオイルショックの影響を受け、昭和 53 年 2 月 20 日に会社更生の申立をして事実上倒産し、X が相続により取得した株式は、ほとんど無価値となった。

- ⑥ このため、X は、延納に係る相続税のうち、第 1 回分から第 3 回分までは延納期限内に納付したものの、第 4 回分については納付できず滞納となった。

- ⑦ これにより昭和 53 年 2 月 14 日に延納許可が取り消され、滞納処分として X の有する売買代金債権等（X の固有財産）が差し押さえられた。そこで X は差押処分の取消訴訟を提起した。

2 大阪地裁昭和 59 年判決の考察

大阪地裁昭和 59 年判決において、原告の請求は棄却され、同判決は、控訴審（大阪高裁昭和 62 年 9 月 29 日判決（税資 159 号順号 5977））、上告審（最高裁平成元年 6 月 6 日第三小法廷判決（税資 173 号順号 6325））においても同旨の判断がされ、確定している。

（1）時価の解釈

大阪地裁昭和 59 年判決⁽¹¹⁷⁾は、相続税法 22 条に規定される「時価」の解釈について、「相続税法二二条は、相続財産の評価は、同法第三章に特別の定のある場合を除いて、当該財産の取得時における時価による旨定め、株式の時価については特別の定めを設けていないところ、右相続税法二二条にいわゆる時価とは、一般的には、相続時におけるそれぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいうものと解すべきである。」と判示している。

また、東京高裁⁽¹¹⁸⁾は、「法二二条は、相続に因り取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価によるものと規定しており、右にいう『時価』とは、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額（客観的時価）をいうものと解される。」と、相続税法でいう「時価」を「客観的時価」とであると判示している。

すなわち、「時価というのは、客観的な交換価値のことであり（中略）、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額を意味する」⁽¹¹⁹⁾のである。

一般にものの価値という場合、①主観的価値、②交換価値、③使用価値があるといわれ、主観的価値は、財産の所有者等の個人的な評価額であり、例えば、先祖代々の土地等のように市場での交換価値とは異なる主観的な価値が存在する。一方、使用価値も、例えば、宅地の値段がいかにより上下しようとする住宅の敷地としての利便性が不変であるように、市場での交換価値とは異なるものである。相続税法における財産の価値は、客観的に判断しうる価値である必要があり、また、財産に担税力を認めるのであるから、金銭との等価交換性が必要であると考えられ、主観的価値、使用価値はこれになじまない。したがって、あらゆる財産を客観的かつ平等に扱いうる

(117) 大阪地判昭和 59 年 4 月 25 日訟月 30 卷 9 号 1725 頁 [1739 頁]。

(118) 東京高判平成 11 年 8 月 30 日税資 244 号（順号 8470）400 頁 [422 頁]。

(119) 金子・前掲注(13)734 頁。

価値の概念としては、交換価値が最も優れており⁽¹²⁰⁾、主観的な判断に基づく価値や特別な目的を持つ使用価値は考慮しないものと考えられる。

(2) 評基通 169 の合理性 (相続開始前 3 か月間の株価変動の考慮)

大阪地裁昭和 59 年判決⁽¹²¹⁾は、評基通 169 の合理性のうち、上場株式の価額を相続開始日における終値又は相続開始前 3 か月間の株価変動を考慮して評価することについて、「基本通達一六九において、上場株式の評価は、証券取引所の公表する課税時期 (相続開始日) の最終価格または課税時期 (相続開始日) の属する月以前三か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額 (以下「最終価格の月平均額」という) のうち最も低い価格に評価することとしていることが認められるところ、これは、あくまで株価は、日々上下することがあるため、相続開始時に一時的に騰貴した株価をもつて相続財産の評価額にするは不合理であるところから、これを避ける趣旨で定められたものと解す」と判示しており、これは、「一時点における需給関係による偶発性を排除し、ある程度の期間における取引価格の実勢にも配慮することが、評価上必要である」⁽¹²²⁾とされる評価上のしんしゃくの観点からも妥当な判断であると思われる。

(3) 評基通 169 の合理性 (相続開始後の株価変動の考慮)

大阪地裁昭和 59 年判決⁽¹²³⁾は、評基通 169 の合理性のうち、上場株式の価額を相続開始後の株価変動を考慮しないで評価することについて、「最終価格の月平均額を相続開始の三か月前の株価のみを考慮し、相続開始後の株価を考慮しないこととしたのは、株価の恣意的操作を防ごうとする趣旨に他ならないと解すべきである。このように、右基本通達一六九条により、上場株式につき、相続税法二二条にいわゆる相続開始時の時価の算定

(120) 小島俊朗「相続税法における時価の概念とその経済学的考察」税大ジャーナル 7 号 63 頁 (税務大学校、2008)。

(121) 大阪地判昭和 59 年 4 月 25 日訟月 30 卷 9 号 1725 頁 [1739 頁]。

(122) 今村修「株式評価の歩み」税務大学校論叢 32 号 318 頁

(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/32/233/ronsou.pdf>) (令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧)。

(123) 大阪地判昭和 59 年 4 月 25 日訟月 30 卷 9 号 1725 頁 [1739-1740 頁]。

基準を示すことは、右時価の評価を納税者に委ねた場合の不統一による不公平を回避し、相続税の課税の公平を期するために、必要かつ合理的なことであり、右基本通達一六九条に定める株式評価の方法は、株式の実質的な価値と一時的な需給関係による価格の変動を調整し、実勢価額を加味するものであつて、合理的なものであるというべきである。」と判示している。

(4) 小括

以上のとおり、相続税法 22 条は、「相続により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価による」と規定し、取得の時とは、相続開始の時であると解される。

また、大阪地裁昭和 59 年判決が判示した「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格」とは、一時点における需給関係による偶発性を排除し、取引価格の実勢をも評価の判断要素として考慮された株式の実質的な価値といえる。

すなわち、同法 22 条にいう「時価」の概念は、「課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」であり（評基通 1 (2)）、相続開始時における実際に市場で取引される需要と供給との釣合いがとれた実勢価額を意味するのであり、相続後、倒産等の理由により無価値となった株式について評価上のしんしゃくを行うことはできず、同地裁の判断は、妥当であると思われる。

第 3 節 相続開始後の上場株式の減価に係る検討

1 相続開始後の株価の暴落を理由とした相続税の減免に係る判断

(1) 大阪地裁昭和 59 年判決における原告の主張と判示事項

昭和 48 年のいわゆるオイルショックに端を発した我が国経済の長期にわたる不況により、B 社は、昭和 53 年 2 月 20 日倒産し、同社及び同社関連会社の株式は値下りし、ほとんど無価値と化したとして、原告は、この

ような場合、災害減免法 4 条の規定の適用ないし類推適用がなさるべき旨主張した。

これに対し、大阪地裁昭和 59 年判決⁽¹²⁴⁾は、「一般に、株式会社が会社更生法の適用を受けたためにその株価が暴落しても、将来会社が再建されてその株価が高騰することもあり得るから、会社更生法の適用を受けたためにその株価が暴落したからといつて、このことを理由に、直ちに災害減免法第四条を適用して、相続税を免除することは相当でないというべきである。」と判示している。

(2) 大阪地裁昭和 59 年判決の判断

相続開始時から相続税の申告までの間に相続財産の価格が下落した場合の損害に係る判断として、大阪地裁昭和 59 年判決⁽¹²⁵⁾は、「損害は、相続人においてこれを負担すべきものであると解するのが相当であつて、右損害を回避するためには、相続人において遅滞なく相続税の申告をしてこれを納付すべきであり、またもし、相続の開始後相続税の申告までの間に、相続財産の価格が下落したために、現実には相続財産を相続することにより損害を被ることが予測される場合には、相続の放棄又は限定承認（民法九一五条以下）をもつて、これに対処すべきである。」と判示した。

また、同判決⁽¹²⁶⁾は、相続財産について未だ分割の行なわれていない場合についても同様であるとの判断も示し、「原告が相続した相続財産の大部分を占める本件各株式の如きは、将来その株価の変動があることは、当然予測されることであつたから、原告において、その相続税を納付するに当り、他の相続人と協議して、速やかに相続財産である本件株式を物納するか、或いはこれを他に売却するなどして、その納付義務を遅滞なく履行すれば、将来の株価の暴落による損害を回避することも十分に可能であつたというべきである。」と判示している。

(124) 大阪地判昭和 59 年 4 月 25 日訟月 30 卷 9 号 1725 頁 [1741 頁]。

(125) 大阪地判昭和 59 年 4 月 25 日訟月 30 卷 9 号 1725 頁 [1740 頁]。

(126) 大阪地判昭和 59 年 4 月 25 日訟月 30 卷 9 号 1725 頁 [1742 頁]。

(3) 判旨を支持する見解

控訴審（大阪高裁昭和 62 年 9 月 29 日判決（税資 159 号順号 5977））の判旨を支持する見解として、「相続開始後の株式等の値下がりは、やはり、相続人の責任において処理すべき事柄と言わざるを得ない。相続開始後の相続財産の値上がりも、それを考慮に入れることが許されないのと同様、値下がりも考慮に入れることは許されず、相続人の自己責任で対処すべしとするのが法の建前であろう。判決も指摘するように、株式を売却するか、限定承認の道を選ぶ等で対処すべきである。判旨は正当である。」⁽¹²⁷⁾ というものがある。

(4) 判旨を支持しない見解

大阪地裁昭和 59 年判決の判旨を支持しない見解として、「相続税の性格からすれば、相続人に責任のない相続開始後の相続財産価格の減価は、税務行政上の公平な執行可能性、租税回避の阻止、他方で相続財産から利益も得る相続人に容認されてよい減価についての危険負担の程度、財産の放棄や限定承認などの民法上の制度などとの調整をはかりながら、一定範囲で相続財産評価額の事後的減額という結果と結合すべきであり、この結合を完全に否定することは財産権保障を定めた憲法 29 条に違反する可能性もあろう。」⁽¹²⁸⁾とされる。

また、同判決⁽¹²⁹⁾が相続開始後、相続税の申告までの間に相続財産の価格が下落した場合についての相続財産の評価を、「その下落した価格によるものと解することは、相続財産の価格を、当該財産の取得の時（相続開始の時）における時価とした相続税法二二条の明文の規定に反するばかりでなく、株式のような変動の激しい相続財産については、相続開始後、これを大量に売り出すなどして、一時的に相続財産の価格を下落させる操作を容認することになる上、さらに右価格の下落前に相続税の申告をしてこれ

(127) 石倉文雄「判研」ジュリ 929 号 117 頁（1989）。

(128) 首藤重幸「判批」租税判例百選〔第 5 版〕別ジュリ 207 号 153 頁（2011）。

(129) 大阪地判昭和 59 年 4 月 25 日訟月 30 卷 9 号 1725 頁〔1740 頁〕。

を納付したものとの間に、税額の不均衡が生じて不合理な結果を招くことになるのである。」と判示していることについて、「相続を原因とする相続人の財産（経済力）の増加に担税力を見いだして課税をなす現行相続税法の遺産取得税体系からすれば、相続開始直後に相続人に責任のない理由で相続財産の価格の減価があったという場合にも、相続開始時点を基準として算定した相続税額の負担を絶対的に変更しないことの合理的理由を導くことは困難である。相続税を所得税の補完税と考える観点からも、相続開始後に相続財産の価格が著しく減価・無価値化した場合に、相続税額は維持したまま、補完を相続前から有している相続人の固有財産から持ち出して達成すべきとの結論を直ちに導くことはできない。」⁽¹³⁰⁾との見解がある。

2 評価額の事後的修正の要望

ここまでで確認したとおり、上場株式の評価に当たっては、評基通の定めによる上場株式の評価に関して、時価の意義（評基通 1 (2)）及び上場株式の評価（評基通 169）のうち、相続開始前 3 か月間の株価変動を考慮することについては、合理性があると判断できるが、相続開始後の上場株式の減価を評価上考慮することについては、議論があるところであり、「上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること」⁽¹³¹⁾と見直しを求める声がある。

また、大阪地裁昭和 59 年判決の解説の中で、「相続開始後の相続財産価格の減価に対する相続財産の評価額の事後的修正の必要性については積極説が有力であり、様々な立法的提案がなされている。」⁽¹³²⁾（以下「立法提案」という。）との意見があり、確かに相続開始後の状況の変化（価格変動のリス

(130) 首藤・前掲注(128)153 頁。

(131) 日本証券業協会ホームページ・前掲注(8)26 頁。

(132) 首藤・前掲注(128)153 頁。

ク) を考慮すべきとする提案は複数ある⁽¹³³⁾。

(1) 立法提案の論拠（未分割の場合の想定）

立法提案の論拠として、「遺産分割協議が成立せず遺産の処分が凍結される場合も少なくないから、そのような場合に備え、当該価値の下落への対応について立法措置が必要である。」⁽¹³⁴⁾とされる。

大阪地裁昭和 59 年判決⁽¹³⁵⁾は、相続財産について未だ分割が行なわれていない場合についての申告について、「未分割の相続財産に対する相続税の申告義務を、遺産分割後まで留保することを認めれば、その間相続税の納付を免がれることになって不合理である」と判示している。

確かに、相続財産について未分割の場合であっても、申告期限の延長はできず、期限後申告・期限後納付となれば、加算税や延滞税が課されることから、とりあえず法定相続分で申告を行い、遺産の分割後、更正の請求又は修正申告を行うことは異例なことではない。

また、同判決の判旨のとおり、相続税を納付するに当たり、他の相続人と協議して、速やかに相続財産である株式を物納することにより、その納付義務を遅滞なく履行すれば、将来の株価の暴落による損害を回避することも十分に可能である。

しかし、ここで問題となるのは、遺産分割協議が長期化すれば、未分割の株式は、相続税法施行令 18 条二号ホに規定する「二以上の者の共有に属する株式（共有者の全員が当該株式について物納の許可を申請する場合

(133) 酒井克彦「相続税に係る資産評価の課題と展開－土地と株式、上場株式と非上場株式に係る資産評価の径庭－」資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会編『資産の形成・世代間移転と税制』115 頁（日本証券経済研究所、2021）、平川英子「判批」租税判例百選〔第 6 版〕別ジュリ 228 号 160 頁（2016）、日本税理士会連合会税制審議会平成 20 年 12 月 18 日「資産課税における資産評価制度のあり方について－平成 20 年度諮問に対する答申－」5 頁（https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin_H20.pdf）（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

(134) 首藤・前掲注(128)153 頁。

(135) 大阪地判昭和 59 年 4 月 25 日訟月 30 卷 9 号 1725 頁〔1740-1741 頁〕。

を除く。)」に該当し、管理処分不適格財産として物納に充てることができる財産とはならないということである。

本件のように、相続した財産のほとんどが株式であり、それが未分割であった場合、物納又は売却等による処分ができないとなれば、納税資金源の問題が発生する。

この点については、次のとおり立法提案が示されている。

(2) 立法提案の論拠（納税資金源の問題）

立法提案のもう一つの論拠として、「相続税は、相続した財産の価値をもって限界とすべきであるから、相続人の責めに帰しえない事由での財産価値の下落により、相続財産をすべて処分しても相続税を完納しえず相続人の個人財産から持ち出すことを余儀なくさせることは財産権侵害といえ、当初の評価額を修正する立法的措置が必要となる。」⁽¹³⁶⁾とされる。

原告は、国税徴収法 51 条 1 項を根拠として、「相続税の租税債権に基づいて納税義務者の財産を差押える場合には、まず相続財産から差押えるべきであり、不足する場合にのみ固有財産に及ぶべきものである。」⁽¹³⁷⁾と主張し、本件差押えの違法性を訴えた。

しかし、大阪地裁昭和 59 年判決⁽¹³⁸⁾は、国税徴収法 51 条 1 項について、「同条項は、その文言からも明らかなとおり、国税の納付義務を負う者が死亡したことにより右納付義務が相続により相続人に承継されることになった場合、その相続人（国税通則法五条一項、民法八九六条）に対して差押を行う場合には、まず相続財産を差押えるべき旨定めた規定であつて、本件の場合の如く、原告固有の租税債務につき差押を行なう場合に、まず相続財産から差押えるべき旨定めたものではないから、本件差押について、同条違反の生ずる余地はない。したがつて、この点に関する原告の主張も失当である。」と判示した。

(136) 首藤・前掲注(128)153 頁。

(137) 大阪地判昭和 59 年 4 月 25 日訟月 30 卷 9 号 1725 頁 [1731 頁]。

(138) 大阪地判昭和 59 年 4 月 25 日訟月 30 卷 9 号 1725 頁 [1745 頁]。

これは、本件差押えは、被相続人の国税の承継に係る滞納分についての差押えではなく、相続人自身の相続税の滞納分についての差押えであるから、原告の主張に理由がないとしたものであり、相続税の滞納分に相続財産ではなく、原告の固有財産を差押えしたことについての違法性までは触れられていない。

前章において、納税資金に相続人固有の金銭資産を含めるか否かという点について検証したところであるが、いずれにしても本件においては、相続財産である株式を保有しながら延納の途を選んでいるのであるから、納税資金に納税者固有の財産や経常収支から捻出したものを充てる必要がある。

また、裁判例でも示されているとおり、将来の株価の暴落による損害を回避するためには、物納の手段によることも考えられる。

遺産分割協議が整い、物納可能となれば、物納財産の収納価額は、課税価格計算の基礎となった財産の価額による（相法 43①）ため、仮に相続開始から申告期限までの間に株価が暴落したとしても、相続開始時の時価で収納されるのであるから問題はないようにも思えるが、無価値となった株式は管理処分不適格財産とならないかという懸念がある。

第 4 節 評価の特例に係る検討

金融庁から「物納に係る手続について、納税者が利用しやすいよう特例を措置すること。また、国民の資産形成において、税制が資産選択に歪みを与えることが無いよう、上場株式等について、相続税評価方法等の見直しを行うこと。」⁽¹³⁹⁾との税制改正要望事項（令和 6 年度）がある。

また、同庁から平成 29 年度においては、「相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価

(139) 財務省ホームページ・前掲注(8)。

の特例を設けること。」⁽¹⁴⁰⁾との要望もあり、この要望を容認する見解⁽¹⁴¹⁾もある。

この要望にある「通常想定される価格変動リスクの範囲」については、業界団体からは「例えば、申告時点の株価が相続発生（死亡）時点の価格から 50% 以上下落していた場合には、下落後の価格を相続税評価額とする。」⁽¹⁴²⁾という提案もなされている。

しかし、そもそも、株式を保有する以上、株価変動のリスクは伴うのであって、騰貴することも下落することもあり得るのであるが、下落にばかりに目を向けて株式評価の特例を設けることは、課税の公平の観点からすれば、適当とはいえない。

なお、相続開始後、相続税の申告までの間に相続財産の価格が下落した場合について、相続財産の評価を下落した価格によるものとすることは、相続税法 22 条に反するばかりでなく、租税回避の可能性や課税の公平の観点からも認められないと判示した大阪地裁昭和 59 年判決は、控訴審、上告審においても同旨の判断がされ、確定している。

よって、司法判断が示された以上、現行法上、相続開始後の相続財産価格の減価に対する相続財産の評価額の事後的修正については、困難であると考えられるが、「相続後の株価下落は、相続人の担税力を損なうものであり」⁽¹⁴³⁾、「税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければなら」⁽¹⁴⁴⁾ないとした「担税力に即した課税」⁽¹⁴⁵⁾の観点からすれば疑問が残る。

そこで、この節では、アメリカにおける「代替評価期日制度」に着目して、

(140) 財務省ホームページ「平成 29 年度税制改正要望事項（金融庁）」
(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11122457/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/request/fsa/29y_fsa_k_02.pdf)（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

(141) 酒井・前掲注(133)115 頁。

(142) 日本証券業協会ホームページ・前掲注(8)26 頁。

(143) 宮本ほか・前掲注(83)84 頁。

(144) 金子・前掲注(13)88 頁。

(145) 金子・前掲注(13)88 頁。

新たな立法的措置（評価の特例）について考察する。

1 相続開始後の株価変動の考慮に係る司法判断

大阪地裁昭和 59 年判決の控訴審⁽¹⁴⁶⁾において、大阪高裁は、「申告期限までの株価も考慮することとなると、相続開始後に株価の恣意的操作がなされるおそれがあり、かくては課税の公平を欠くに至るから、基本通達において相続開始後における期間についての株価の変動を相続株式の評価に当たり考慮していないことが不合理とはいえない。」と判示し、また、同上告審⁽¹⁴⁷⁾において、最高裁は、「原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。」と判示した。

このように、司法判断が示された以上、相続開始後、下落した株式の評価に係る特例的な立法措置を設けることは、現行制度の下では困難である。

しかし、現行制度の下では困難であるとしても、立法論として、アメリカの連邦遺産税において措置されている立法的制度（以下「代替評価法制度」という。）に倣い、このような事態に備えることについては、検討の余地がある。

2 代替評価法制度

（1）概要

アメリカの連邦遺産税における代替評価法制度は、「1929 年の世界恐慌により、遺産価値が相続後に急落する事態が生じたことを受けて、1935 年に導入」⁽¹⁴⁸⁾され、「被相続人の死後に、遺産を構成する財産の価値が急激に低下した場合の救済的措置」⁽¹⁴⁹⁾とされる。

（2）連邦遺産税

(146) 大阪高判昭和 62 年 9 月 29 日税資 159 号（順号 5977）851 頁〔867 頁〕。

(147) 最三小判平成元年 6 月 6 日税資 173 号（順号 6325）1 頁〔3 頁〕。

(148) 宮本ほか・前掲注(83)79 頁。

(149) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法〔第 8 版〕 所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』658 頁（中央経済社、2021）。

連邦遺産税は、一般に（アメリカ合衆国の市民又は居住者であった）被相続人の課税遺産の移転に課される租税である。そこで、被相続人に代わりその財産を相続人等に分配することになる遺産財団の人格代表者である遺言執行人又は遺産管理人が、連邦遺産税を納税することになる⁽¹⁵⁰⁾。

なお、アメリカの州税として課されることのある相続税は、一般に被相続人の死亡による財産の受領に対する課税であるため、遺産税とは区別される⁽¹⁵¹⁾。

（３）上場株式の遺産税評価の原則

上場株式の遺産税評価は、原則として死亡日における時価に基づいて行われる⁽¹⁵²⁾。

ただし、遺産財団の人格代表者である遺言執行人又は遺産管理人が代替評価を選択した場合、総遺産の価値は、総遺産に含まれる全ての財産を次のように評価することによって決定される（内国歳入法典 § 2032.代替評価（a））⁽¹⁵³⁾。

- ① 被相続人の死亡後 6 か月以内に財産を分配、売却、交換その他の処分したときは、その財産は、分配、売却、交換その他の処分の日における評価額により評価されるものとする。
- ② 被相続人の死亡後 6 か月以内に分配、売却、交換その他の処分がなされなかった財産については、当該財産は、被相続人の死亡後 6 か月を経過した日を基準として評価されるものとする。

すなわち、評価が下落した財産のみを選択して代替評価を用いることは

(150) 伊藤・前掲注(149)656 頁。

(151) 伊藤・前掲注(149)656 頁。

(152) 宮本ほか・前掲注(83)79 頁。

(153) The Office of the Law Revision Counsel of the United States House of Representatives United States Code Title26-Internal Revenue Code § 2032.Alternate valuation.

(<https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title26-section2032&num=0&edition=prelim>)（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

できない⁽¹⁵⁴⁾

(4) 要件等

申請の条件は、①申請によって遺産の評価が下がる、②申請によって遺産税が減少する、であり、申請後の取消しは認められず、申請の期限は、遺産税の申告から 1 年以内である⁽¹⁵⁵⁾。

3 新たな立法的措置（評価の特例）に係る考察

昭和 32 年 12 月 25 日、税制特別調査会（井藤半彌会長）は、昭和 32 年 6 月 27 日付で諮問を受けた「相続税制度についてどのような改正を行うべきか」に関し、「まず、評価に関し重要と認められる財産については、なるべく法令をもってその評価方法を明らかにすべきである。①特に、上場株式の評価については、相続開始の日又は贈与の日の現況により評価することは株式価格の変動性にかえりみて適当でなく、ある程度の期間の平均価格をもって評価することが適当である。②また、株式等課税の対象となった財産が申告書の提出の時までに売却され、その売却代金が課税上の評価額を下回ることとなったような場合には、その売却価額をもって評価額とすべきである。ただ、このような措置は、その乱用をさけるため、公正な取引によって行われた場合に限って認められるべきことはもちろんであり、差し当っては上場株式又はこれに準ずる有価証券程度に限るべきであろう。（下線部分は筆者記載）」⁽¹⁵⁶⁾と答申している。

ここで上記①については、評基通 169 において、上場株式の価額は、証券取引所の公表する相続開始日の終値又は相続開始日の属する月以前 3 か月間の毎日の終値の月平均額のうち最も低い価額によって評価することを認めているところ、②については、措置されていない。

さすれば、当時の税制特別調査会の答申を受け、アメリカの連邦遺産税に

(154) 宮本ほか・前掲注(83)80 頁。

(155) 宮本ほか・前掲注(83)80 頁。

(156) 税制特別調査会「税制特別調査会答申 昭和 32 年 12 月」100 頁。

における代替評価法制度に倣い、平成 29 年度の金融庁からの税制改正要望のとおり「相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。」⁽¹⁵⁷⁾は、妥当性があるとも考え得る。

(1) 評価制度の側面からの考察

アメリカにおける上場株式の遺産税評価は、相続開始日の時価のみに基づいて行われているところ、我が国における上場株式の相続税評価は、相続開始日の終値又は相続開始日の属する月以前 3 か月間の毎日の終値の月平均額のうち最も低い価額によって評価することを認めているという評価上のしんしゃくを取り入れた一定の配慮がなされている。

また、アメリカにおいては、相続開始後、下落した株式の評価に係る立法的制度として、代替評価法制度が措置されているが、この制度は、総遺産に含まれる全ての財産に係る評価制度であり、価格が下落した財産のみを選択して代替評価を用いることはできない。

よって、アメリカの代替評価法制度を倣って、価格が下落した上場株式等について、新たな立法的措置（評価の特例）を設けることは、妥当性に欠ける。

(2) 救済的措置としての物納制度

我が国の物納制度において、「相続税の物納は、その収納価額を、原則として、課税価格計算の基礎となった当該財産の価額としている（相法 43①）ので、金銭納付困難等所定の要件（相法 41、42）を満たせば、課税時期後納期限までに相続財産の価値が減少した場合（又は今後減少が見込める場合）には、その財産を物納に当てることができ」⁽¹⁵⁸⁾、株式の価値が急激に低下した場合であったとしても、物納は、「相続税の納付における重要な経

(157) 財務省ホームページ・前掲注(140)。

(158) 品川芳宣「措置法 69 条の 4 に基づく課税処分 of 合憲性」『重要租税判決の実務研究〔第四版〕』（大蔵財務協会、2023 年）1271 頁。

済的機能」⁽¹⁵⁹⁾を有することから、理論上は、救済的措置が講じられていることになる。

一般的に、相続財産のうち現金、預貯金等の財産が僅少であり、延納を利用して金銭で納付することが困難なとき、納税義務者は、譲渡所得に係る納税額や売却に係る諸費用を支払ったとしてもメリットがある場合に、相続財産売却後、金銭による相続税の納税手段を選択する。対して、相続時から納税時に財産の価額が減少した場合は、物納による譲渡所得等の非課税（措置法 40 条の 3）の規定もあり、物納による納付手段を選択する。

すなわち、納付手段の選択権は、納税義務者が有し、更には、物納申請財産の選択権も納税義務者が有する。

これは、仮に複数の上場株式を相続した場合、相続財産の価値が増加したものあるいは今後増加が見込めるものは、物納申請財産として選定せず、価値が減少したものあるいは今後減少が見込めるものを物納申請財産として選定することを可能とするものである。

当然、物納申請財産の選定に当たっては、その財産が管理処分不適格財産でないこと等の要件を備えていることが必要であるが、税務署長から物納申請財産を指定することはできない。

よって、株式の価値が急激に低下した場合、理論上、物納は救済的措置になり得るが、物納制度創設の趣旨からすれば、物納による救済的措置は、副産物として存在するとみるのが妥当とも考えられなくもない。

(159) 品川・前掲注(158)1271 頁。

第 4 章 株式の物納

第 3 章において、株式の価値が急激に低下した場合であったとしても、我が国においては、物納という制度があり、「理論上」は、救済的措置が講じられていることになる述べた。

しかし、物納が認められるためには、現行制度においては、厳密な金銭納付困難要件を満たす必要がある。

仮に、今後、その判断基準が緩和され、要件を満たすことができたとしても、物納の許可の申請に係る物納財産たる株式が相続税法施行令 18 条二号で定める「管理処分不適格財産」に該当しないことが必要となる。

第 1 節 株式の物納の順位

租税は、金銭給付であることを原則とし、例外的に物納が認められるものである。その場合も納付される財産の使用価値（例えば、土地収用）に着目してではなく、金銭的価値に着目して物納が認められる⁽¹⁶⁰⁾。

すなわち、「相続税の物納制度は、物納申請財産を国に帰属させることは真の目的ではなく、相続税の納付の単なる手段であり、その手段を用いることにより国がこれを換価し、その代金をもって財政収入に充てることが、真の目的」⁽¹⁶¹⁾であることから、管理又は処分が容易な財産を優先させるため、相続税法により物納に充てることのできる財産は、その種類及び順位が定められている（相法 41②⑤）。

とりわけ、上場株式は、換価性が高い財産として、不動産や国債証券などと同列の第 1 順位とされる。

(160) 金子・前掲注(13)11-12 頁。

(161) 篠塚・前掲注(94)327 頁。

なお、税務署長において特別の事情⁽¹⁶²⁾があると認める場合を除くほか、納税義務者が物納の許可の申請の際、現に有するもののうちに適当な価額の財産がない場合に限り、物納劣後財産（物納財産ではあるが他の財産に対して物納の順位が後れるものとして相続税法施行令 19 条で定めるものをいう。）を物納に充てることができる（相法 41④）。

上場株式においては、事業の休止（一時的な休止を除く。）をしている法人に係る株式がこれに該当する（相令 19 十四）。

そして、非上場株式は、第 1 順位の上場株式、事業の休止をしている法人に係る株式（物納劣後財産）に次ぐ第 2 順位と規定されている（相法 41⑤）。

ただし、順位にかかわらず、相続税法施行令 18 条二号で定める管理処分不適格財産となる株式については、物納に充てることができない（相法 41②）。

第 2 節 管理処分不適格財産

管理処分不適格財産とされる株式は、相続税法施行令 18 条二号に規定されている次のイからへまでの株式である。

よって、相続開始時から収納時までの間に、上場株式の価額が証券市場の推移による経済界の一般的事由に基づき低落したような場合であっても、その理由のみをもって、収納価額を改訂することはできないし（相基通 43-3）、管理処分不適格財産とすることはできない。

イ 譲渡に関して金融商品取引法その他の法令の規定により一定の手続が定められている株式で、当該手続がとられていない株式（相令 18 二イ）

ここでいう株式とは、①物納財産である株式を一般競争入札により売却することとした場合（金融商品取引法 4 条 1 項の届出及び同法 15 条 2 項の目論見書の交付が必要とされる場合に限る。）において、当該届出に係る書類及び当該目論見書の提出がされる見込みがないもの（相規 21⑩一）、

(162) 「特別の事情」とは、例えば、その財産を物納すれば居住し、又は営業を継続して通常の生活を維持するのに支障を生ずるような場合をいう（相基通 41-13）。

②物納財産である株式を一般競争入札により売却することとした場合（金融商品取引法 4 条 6 項の通知書の提出及び目論見書の交付が必要とされる場合に限る。）において、当該通知書及び目論見書の提出がされる見込みがないもの（相規 21⑩二）である。

ロ 譲渡制限株式（相令 18 二ロ）

ハ 質権その他の担保権の目的となっている株式（相令 18 二ハ）

ニ 権利の帰属について争いがある株式（相令 18 二ニ）

ホ 二以上の者の共有に属する株式（共有者の全員が当該株式について物納の許可を申請する場合を除く。）（相令 18 二ホ）

ヘ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている株式会社又は暴力団員等を役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。）とする株式会社が発行した株式（相令 18 二ヘ）

1 有価証券の収納手続

有価証券により物納の許可をされた者は、当該財産に係る証券を当該財産の物納の許可をした税務署長に提出しなければならない（相令 20①）。

物納許可後の手続として、物納申請者は、①物納財産が上場株式等のうち、振替株式等に該当するものについては、税務署長が指定した日までに、振替株式等について、振替口座簿の財務大臣の口座への振替の申請をし、「振替を行った旨の届出書」を税務署長に提出する必要がある（相令 20②、相規 23）、②物納財産が上場株式等のうち、振替株式等以外のものや非上場株式については、税務署長が指定した日までに、税務署長へ財務大臣名義に変更した証券を提出する必要がある（相令 20①ただし書）。

なお、物納許可があった日の翌日から 6 日以内に国への所有権移転手続を行うことができないときは、7 日を経過する日から所有権移転手続を了した日（納付があったものとされる日）までの期間は、物納に係る利子税の納付を要しない期間から除かれる（相令 29①三）。

2 上場株式が管理処分不適格財産となる場合

株式会社は、定款において株式の譲渡につき制限を設けることができるが、金融商品取引所は、不特定多数の投資者が参加する流通市場であり、市場における売買取引に基づく株式の移転についての制限は、制度としてなじまないものとして、上場審査基準においては、株式の譲渡制限を行っていない（又は見込みのある）ことが求められている⁽¹⁶³⁾。

また、東京証券取引所が定める有価証券上場規程は、443 条において、上場会社に係る反社会的勢力の排除を規律し、450 条において、反社会的勢力排除に向けた体制整備等を規律している⁽¹⁶⁴⁾。

したがって、上場株式は、一般的には、相続税法施行令 18 条二号に規定されている上記のイ、ロ及びヘの事由によって管理処分不適格財産となることはなく、管理処分不適格財産となり得るのはハからホまでの事由によると考えられる。

なお、国税庁は、ハからホまでの株式については、事前に、物納申請財産である株式の証券、保護預かり証書等から、株式の名義が物納申請者となっていること及び質権等の目的となっていないことを確認するよう求めている⁽¹⁶⁵⁾。

3 非上場株式が管理処分不適格財産となる場合

非上場株式は、物納に充てることのできる財産の順位が上場株式に劣後するが、相続財産のほとんどが非上場株式である場合は、物納申請財産となり得る。

ここで、相続税法施行令 18 条二号に規定されている上記のイからヘまで

(163) 日本取引所グループホームページ「用語集（株式の譲渡制限）」

(<https://www.jpx.co.jp/glossary/ka/80.html>)（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

(164) 日本取引所グループホームページ「有価証券上場規程（東京証券取引所）」

(https://jpx-gr.info/rule/tosho_regu_201305070007001.html)（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

(165) 国税庁ホームページ・前掲注(23)7 頁。

の事由により管理処分不適格財産となることを回避すべく整備の方法を確認する。

なお、ハからホまでの事由に係る整備の方法は、上場株式と同じであるため、省略する。

- (1) 譲渡に関して金融商品取引法その他の法令の規定により一定の手続が定められている株式で、当該手続がとられていない株式（相令 18 二イ）

物納後に国（財務局）が株式の売却手続を行うに当たって、①金融商品取引法その他の法令の規定により一般競争入札に際し必要なものとして定められている書類を発行会社が税務署長に求められた日から 6 か月以内に提出すること、②株式の価額を算定する上で必要な書類を速やかに提出することが必要とされる⁽¹⁶⁶⁾。

これは、具体的には、財務局等は、非上場株式の処分に係る随意契約適格者⁽¹⁶⁷⁾から買受意向が示されているもの以外は、速やかに一般競争入札により処分することとなるが⁽¹⁶⁸⁾、この際、国が指定する期限⁽¹⁶⁹⁾までに一般競争入札に必要な書類（有価証券届出書⁽¹⁷⁰⁾及び目論見書⁽¹⁷¹⁾）を提出する必要がある、国が指定する期限までに書類が提出されない場合には、物納の許可が取り消されることとなる（相法 41②、相令 18 二イ、相規 21⑩一二）。

(166) 国税庁ホームページ・前掲注(23)7 頁。

(167) 財務省ホームページ・前掲注(26)3 頁。

随意契約適格者とは、「予算決算及び会計令臨時特例（昭和 21 年勅令第 558 号。以下『予決令臨時特例』という。）第 5 条第 1 項第 8 号に該当する者」とされ、予決令臨時特例において、随意契約によることができるときは、「国の所有に係る有価証券の売払いにつき一般競争に付することとすれば、当該有価証券を発行した法人の経営の安定を阻害するおそれがある場合において、その有価証券を当該法人並びに当該法人の株主、役員及び従業員その他当該法人と特別の縁故関係がある者に売り払うとき」と規定されている（予決令臨時特例 5 ①八）。

(168) 財務省ホームページ・前掲注(26)11 頁。

(169) 財務省ホームページ・前掲注(26)12 頁。

「一般競争入札の実施時期を十分考慮」した期限とされる。

(170) 金融商品取引法 2 条 7 項に定義される「有価証券届出書」をいう。

(171) 金融商品取引法 2 条 10 項に定義される「目論見書」をいう。

(2) 譲渡制限株式 (相令 18 二ロ)

物納しようとする株式に譲渡制限がされていないことを、発行会社の登記事項証明書及び定款により確認し、譲渡制限がある場合、株主総会又は取締役会において、買受人を指定又は制限することなく譲渡を承認する旨の決議が必要となる。この場合は、株主総会又は取締役会の議事録の写しの提出が求められる⁽¹⁷²⁾。

(3) 暴力団員等によりその事業活動を支配されている株式会社又は暴力団員等を役員とする株式会社が発行した株式 (相令 18 二へ)

株式の発行会社が暴力団員等によりその事業活動を支配されていないこと及び当該株式会社の役員 (取締役、会計参与、監査役及び執行役) が暴力団員等に該当しないことを、当該株式会社の代表者が誓約した書類及び役員一覧を提出する必要がある⁽¹⁷³⁾。

第 3 節 収納価額の改訂

1 株式の収納価額の改訂が行われる場合

物納財産の収納価額は、課税価格計算の基礎となったその財産の価額による。ただし、税務署長は、収納の時までに、その財産の状況に著しい変化が生じたときは、収納の時の現況により、その財産の収納価額を定めることができる (相法 43①)。

しかし、上場株式については、課税価格計算の基礎となった財産の価額に比べて取引価額が著しく変動している場合であっても、証券市場の推移による経済界の一般的事由に基づき低落したような場合には、収納価額の改訂は行われない (相基通 43-3(9)注書き)。

ただし、震災、風水害、落雷、火災その他天災により法人の財産が甚大な被害を受けたことによりその法人の株式又は出資証券の価額が評価額より

(172) 国税庁ホームページ・前掲注(23)7頁。

(173) 国税庁ホームページ・前掲注(23)7頁。

著しく低下したような場合には、収納価額の改訂が行われる（相基通 43－3 (9)）。

他にも、株式及び出資証券の収納価額の特例（相基通 43－7）として、増資払込又は合併に起因して収納価額の改訂が行われる場合があるが、これら以外には、収納価額の改訂は行わないものとして取り扱われている⁽¹⁷⁴⁾。

2 株式の収納価額の改訂が行われる時期

「当該財産の状況に著しい変化を生じた」かどうかの判定は、原則として、許可の時ににおける物納財産の現況による（相基通 43－1）。

しかし、物納の許可を受けた税額に相当する相続税は、物納財産の引渡し、所有権の移転の登記その他法令により第三者に対抗することができる要件を充足した時において、納付があつたものとされ（相法 43②）、「相続開始時から物納財産の収納時、すなわち、上記の第三者対抗要件を具備するに至るまでにはかなりの期間を要し、それまでの間に物納財産の状況について著しい変化があつた場合には、適正な価格をもって収納しなければ公平を失すること」⁽¹⁷⁵⁾となり、物納財産が上場株式等である場合、物納申請者が物納許可後、「振替を行った旨の届出書」又は財務大臣名義に変更した有価証券を税務署長に提出する手続があるため、物納の許可を通知した後であっても、第三者に対抗することのできる要件を充足するまでの間において、納税義務者の責めに帰すべき事由によりその財産の状況に著しい変化を生じたときは、収納価額の改訂が行われることになる（相基通 43－2）。

3 相基通 43－3(9)注書きに基づく株式の収納価額

相基通 43－3(9)注書きにより、上場株式の価額が証券市場の推移による経済界の一般的事由に基づき低落したような場合には、収納価額の改訂を行わないとされ、物納財産の収納価額は、課税価格計算の基礎となったその財産

(174) 杉沢ほか・前掲注(70)266 頁。

(175) 杉沢ほか・前掲注(70)260 頁。

の価額であるため、納税義務者は、相続税の納期限までに物納を申請すれば、相続開始時から相続税の申告までの間に相続財産の価格が下落した場合の損害のリスクを負うことはなく、納税義務者にとっては有利であり、物納の制度は、株式の価値が急激に低下した場合において、納税者救済の機能を果たす。

4 災害減免法等と相基通 43－3(9)との関係

(1) 災害減免法

相続税又は贈与税の納税義務者で、相続又は贈与により取得した財産について、相続税法の規定による申告書の提出期限後に災害⁽¹⁷⁶⁾により被害を受けた場合において、相続税又は贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が十分の一以上であることなどの要件に該当する場合に、その旨、被害の状況及び被害を受けた部分の価額を記載した申請書を、災害のやんだ日から 2 か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出すれば、被害のあった日以後において納付すべき相続税又は贈与税のうち、その税額にその課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する税額を免除するといった措置が講じられている（災害減免法 4、災害減免令 11①②）。

(2) 措置法 69 条の 6

災害減免法により、相続又は贈与により取得した財産について、その価額は、物理的に被害を受けた部分の価額を控除した金額とするといった措置が講じられており、一定の対応はされていた⁽¹⁷⁷⁾。

他方、阪神・淡路大震災及び東日本大震災については、その被害の規模や性質を踏まえ、それぞれ震災特例法を制定し、震災に基因する地価下落

(176) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害をいう（災害減免法 1）。

(177) 国税庁・前掲注(4)582 頁。

といった経済的な損失についても対応するための更なる特例措置⁽¹⁷⁸⁾として、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）により、措置法 69 条の 6（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）が設けられた。

この特例措置は、特定非常災害⁽¹⁷⁹⁾として指定された場合において、平成 29 年 1 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用され、特定非常災害発生日（平成 28 年 4 月 1 日以後の日に限る。）前で、かつ、平成 29 年 1 月 1 日前に相続又は遺贈により財産を取得した者があり、かつ、その相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限がその特定非常災害発生日以後である場合において、その者がその相続又は遺贈により取得した財産でその特定非常災害発生日において所有していたもののうちに、特定地域⁽¹⁸⁰⁾内にある特定土地等⁽¹⁸¹⁾又は特定株式等⁽¹⁸²⁾があるときは、その特定土地等又はその特定株式等に係る相続税の課税価格に算入すべき価額又は相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、その特定非常災害の発生直後

(178) 国税庁・前掲注(4)582 頁。

(179) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 2 条第 1 項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいう（措置法 69 条の 6 ①）。

(180) 特定非常災害により被災者生活再建支援法第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける地域（同項の規定の適用がない場合には、当該特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域）をいう（措置法 69 条の 6 ①）。

(181) 特定地域内にある土地若しくは土地の上に存する権利をいう（措置法 69 条の 6 ①）。

(182) 国税庁・前掲注(4)583-584 頁。

特定株式等とは、「特定地域内に保有する資産の割合が高い一定の法人の株式又は出資（上場株式、金融商品取引法に規定する店頭売買有価証券に該当する株式等及び公開途上にある株式は除きます。）をいいます（措法 69 の 6 ①、措令 40 の 2 の 3 ②、措規 23 の 2 の 3）。この場合の特定地域内に保有する資産の割合が高い一定の法人とは、相続等（中略）により株式又は出資を取得した時において、その株式又は出資に係る法人の保有していた資産の時価の合計額のうちに占める特定地域内の動産（金銭及び有価証券は除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木（中略）の価額の合計額の割合が 10 分の 3 以上の法人をいうものとされています（措令 40 の 2 の 3 ①）。」とされる。

の価額とすることができる（措置法 69 の 6①、附則 88①②）。

これにより、特定株式等に係る法人が相続開始時等において保有していた資産のうち特定地域内にあったもので特定非常災害の発生時において保有していたものについては、相続開始時等において既に特定非常災害による損害を被った状態で存していたものとして、その特定株式等を評価することになる⁽¹⁸³⁾（措置令 40 の 2 の 3 ③二）。

なお、この特例の適用に当たっては、相続税の申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む。）又は更正請求書に、この規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り適用することとされており、特例の適用は納税者の選択による⁽¹⁸⁴⁾（措置法 69 の 6 ③）。

ただし、その記載がなかったことについて税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（３）災害減免法と措置法 69 条の 6 との関係

措置法 69 条の 6 による特例は、相続財産である特定土地等及び特定株式等（上場株式、金融商品取引法に規定する店頭売買有価証券に該当する株式等及び公開途上にある株式は除かれる。）についての災害に起因するいわば経済的な損失による評価損に配慮した特例であり、相続財産について災害により発生したいわば物理的な損失を対象として減免措置が講じられている災害減免法とは性格の異なるものである。したがって、土地等については、1 人の相続人について、この特例と災害減免法の減免措置との両方の適用がある場合もある⁽¹⁸⁵⁾。

（４）災害減免法及び措置法 69 条の 6 と相基通 43－3(9)との関係

相基通 43－3(9)において、「法第 43 条第 1 項ただし書に規定する『収納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたとき』」とは、「震災、風水害、落雷、火災その他天災により法人の財産が甚大な被害を受けたこ

(183) 国税庁・前掲注(4)584 頁。

(184) 国税庁・前掲注(4)584 頁。

(185) 国税庁・前掲注(4)584・585 頁。

とその他の事由により当該法人の株式又は出資証券の価額が評価額より著しく低下したような場合」とあり、このような場合には、収納価額の改訂が行われる。

相基通 43-2 においては、「物納の許可を通知した後であっても、当該許可に係る物納財産の引渡し、所有権移転の登記その他法令により第三者に対抗することのできる要件を充足するまでの間において、納税義務者の責めに帰すべき事由により当該財産の状況に著しい変化を生じたときは、法第 43 条第 1 項ただし書の規定を適用することができる。」とあり、「納税義務者の責めに帰すべき事由」により当該財産の状況に著しい変化を生じたときは、収納価額の改訂を行うことができると定められている。

この二つを比較すると、震災、風水害、落雷、火災その他天災は、「納税義務者の責めに帰すべき事由」に該当しないにもかかわらず、収納価額の改訂が行われることになり矛盾し、災害により甚大な被害を受けたのにもかかわらず、物納財産の価額が収納価額の改訂により減額されることは、納税義務者にとっては非常に酷な処分となり得るとも考えられる。

しかし、措置法 69 条の 6 による特例により、特定株式である一定の非上場株式については、課税価格の計算上、災害発生日に有していたものの価額は、その災害の発生直後を基準とした価額とすることができ、物納財産の収納価額は、課税価格計算の基礎となったその財産の価額であるため、収納価額の改訂の理由とはならない。

一方、特定株式から除外された上場株式については、収納価額の改訂により、物納財産の価額が減額されることは考え得る。

災害減免法により、災害による被害⁽¹⁸⁶⁾を補う減免については、立法的措

(186) 国税庁ホームページ「B1-89 災害減免法第 4 条又は第 6 条の規定による相続税・贈与税の減免措置手続」「被害を受けた部分の価額の計算等(続) (災害減免法第 6 条) (注) 4」(<https://www.nta.go.jp/law/sozoku/kaisei/060214/pdf/11/11-07.pdf>) (令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧)。

『被害』とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少（地価の下落等）は含まれません。」とされる。

置が講じられているが、措置法 69 条の 6 による特例措置は、災害により、納税義務者が相続した株式に係る上場会社が所有又は運営する固定資産（社屋や工場、店舗など）が損壊し、経済的損失が発生する、あるいは、事業活動の継続が危ぶまれることが予想されるなどの理由から株価が下落したとしても、特定株式に係る課税価格の計算上の側面からは、救済策とはならない。

物納は、結局、公法上の代物弁済的性格の関係を内容とするところの申請を前提とする許可処分（行政処分）とみるのが妥当⁽¹⁸⁷⁾とされ、収納の時の現況により適正な価額をもって収納しなければならないとする立法趣旨からも、相続開始時から収納時までの間において、災害により上場株式の株価が下落した場合、相続税法 43 条 1 項ただし書に規定する「収納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたとき」に該当する。

この場合においては、物納財産である上場株式の価額が収納価額の改訂により減額され、納税義務者は、相基通 43-3(9)注書きにより担保されていた株価が下落した場合の損害のリスク回避という有利性を失う。

第 4 節 無価値となった株式の物納

1 上場株式

無価値となった理由のみをもって上場株式を管理処分不適格財産とする規定はない。

ここでいう「無価値となった上場株式」とは、第 3 章においての大阪地裁昭和 59 年判決においては、会社が倒産し、値下がりした株式とされるが、一般的には、有価証券上場規程⁽¹⁸⁸⁾に定められている上場廃止基準⁽¹⁸⁹⁾に該当し、

(187) 北野弘久『税法学原論〔第 9 版〕』256 頁（勁草書房、2022）。

(188) 日本取引所グループホームページ・前掲注(164)。

(189) 上場維持基準への不適合、銀行取引の停止、破産手続、再生手続又は更生手続、事業活動の停止、不適当な合併等の上場内国会社の上場廃止基準が示されている（有価証券上場規程 601）。

上場廃止が決定され、証券取引所によって整理銘柄⁽¹⁹⁰⁾に指定された株式と考えられる。

すなわち、上場廃止が決定されれば、株価は下落し、その株式は文字どおり「紙くず」となることから、「無価値」という表現が用いられることもあるが、株式がすべて消却されず、会社が存続し続け、企業再生となれば、株式は「無価値」から価値あるものとなり得るのである⁽¹⁹¹⁾。

なお、上記判決でも「一般に、株式会社が会社更生法の適用を受けたためにその株価が暴落しても、将来会社が再建されてその株価が高騰することもあり得る」との判断が示されている。

よって、相続開始時から申告期限までの間に暴落した株式に係る物納については、その後の企業再生の状況等を見極めることが困難であり、物納許可後、場合によっては、国は損失を被ることもあるであろうが、「無価値となった上場株式」が直ちに管理処分不適格財産となるわけではない。

2 非上場株式

第 2 節で述べたように、「譲渡に関して金融商品取引法その他の法令の規定により一定の手続が定められている株式で、当該手続がとられていない株式（相令 18 二イ）」や「譲渡制限株式（相令 18 二ロ）」については、必要な整備が行われない場合、物納不適格財産となる。

すなわち、「無価値となった非上場株式」については、有価証券の募集又は売出しに関する事項、発行者の経理の状況、事業の内容に関する重要な情報

(190) 上場廃止基準に該当し、証券取引所での上場廃止が決定した銘柄のこと。

なお、上場株券等が上場廃止となるおそれがある場合には、まず「監理銘柄」に指定され、その後、上場廃止が決定された場合に「整理銘柄」に指定される（有価証券上場規程 608、609）。

(191) 国土交通省ホームページ「日本航空の再生について 平成 24 年 11 月」

(<https://www.mlit.go.jp/common/000987884.pdf>)（令和 6 年 6 月 21 日最終閲覧）。

例えば、日本航空は、平成 22 年 1 月 19 日に裁判所へ会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをし、同年 2 月 20 日をもって、上場廃止となったが、その後再生し、平成 24 年 9 月 19 日に再上場している。

などを記載する必要がある「有価証券届出書」や有価証券の募集又は売出しに当たって、その取得の申込を勧誘する際等に投資家に交付する文書である「目論見書」の提出が困難となり、管理処分不適格財産となり得る。

第 5 節 小括

物納は、実際に株式の価値が急激に低下した場合の救済的措置となり得るのかについて考察する。

これまで見てきたように、株式についていえば、物納に充てることができる財産の順位は、上場株式は換価性が高い財産として、第 1 順位とされ、非上場株式は、管理処分の困難性の観点から第 2 順位とされている。

管理処分不適格財産とされる株式は、相続税法施行令 18 条二号に列挙された株式であり、単に著しく価格が下落したことを理由に管理処分不適格財産とすることはできない。

一般的に、上場株式と非上場株式において共通して、管理処分不適格財産となり得るのは、質権その他の担保権の目的となっている株式（相令 18 二ハ）、権利の帰属について争いがある株式（相令 18 二ニ）、二以上の者の共有に属する株式（相令 18 二ホ）である。

特に、二以上の者の共有に属する株式は、遺産分割協議が長期化する場合も少なくなく、株式が未分割である時は、管理処分不適格財産として物納に充てることができる財産とはならない。

他方、物納財産である株式が管理処分不適格財産とならなかった場合は、物納財産の収納価額は、課税価格計算の基礎となったその財産の価額であるため、納税義務者は、相続税の納期限までに物納を申請すれば、相続開始時から相続税の申告までの間に相続財産の価格が下落した場合の損害のリスクを負うことはなく、納税義務者にとっては有利であり、物納の制度は、株式の価値が急激に低下した場合において、理論上は、納税者救済の機能を果たす。

しかし、相続税法 43 条 1 項ただし書により、収納価額の改訂が行われる場

合がある。

上場株式の場合は、相基通 43-3(9)注書きにより、上場株式の価額が証券市場の推移による経済界の一般的事由に基づき低落したような場合には、収納価額の改訂を行わないとされ、物納財産の収納価額は、課税価格計算の基礎となったその財産の価額であるが、災害により上場株式の株価が下落した場合、相続税法 43 条 1 項ただし書に規定する「収納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたとき」に該当し、物納財産である上場株式の価額が収納価額の改訂により減額され、納税義務者は、相基通 43-3(9)注書きにより担保されていた株価が下落した場合の損害のリスク回避という有利性を失う。

一方、災害に起因せず、倒産等により株価が下落し、無価値となった場合においては、相基通 43-3(9)注書きの適用について、直ちに収納価額の改訂の要因とはならない。

なぜなら、著しく低い価額での収納価額の改訂を行った場合、その後、将来、会社が再建されてその株価が高騰することもあり得、収納価額と売払い時の価額とが大きく乖離することになり不合理が生じるためである。

よって、株式がすべて消却されない限り、物納が認められ、収納価額の改訂が行われなかった場合には、物納は、理論上、株式の価値が急激に低下した場合の救済的措置となり得る。

ただし、将来、会社が再建されず、その株価が無価値のままであったとすれば、国に相当の損失を与えることになる。

非上場株式の場合、財務局等が発行会社等への随意契約による処分を試み、それが不調に終わったときには、一般競争入札により処分することとなるが、倒産等の場合、通常は一般競争入札に必要な書類（有価証券届出書及び目論見書）の提出が困難であり、物納は認められない。

仮に、その財産による物納が認められたとしても、非上場株式については、相基通 43-3(9)注書きの適用はなく、収納価額の改訂が行われ、著しく低い価額での物納となる可能性がある。

したがって、非上場株式の価値が急激に低下した場合には、物納が救済的措

置となる可能性は薄く、納税義務者は延納による納付手段を選択せざるを得ない。

結びに代えて

本論文は、金融庁からの税制改正要望事項や政府与党の税制改正大綱など、物納制度における金銭納付困難要件や上場株式の物納についての見直しを求める意見を契機として、考察を行ったものである。

租税の納税は、金銭による一時納付を原則としていることから、金銭納付困難事由を要件とすることについては、合理的であると考えられ、物納制度創設以来受け継がれている。

物納は、例外的な納付手段であることに他ならないことから、金銭納付困難要件は必要であろうが、平成 18 年の税制改正により、その要件は強化され、現在に至っている。

制度は、時代のニーズに的確に対応すべきものであり、金銭納付困難事由の考え方は、変革期を迎えているとの筆者なりの判断から、若干の所見を示した。

次に、上場株式の評価に関して、相続開始後、下落した株式の評価に係る特例的な立法措置を設けることは、司法判断が示されたことにより、現行制度の下では困難であると考えられ、アメリカの代替評価法制度に倣った立法的措置を我が国の相続税において講ずることは、評価方法や物納制度の有無の違いから適当であるとは、一概には言えないとの結論に帰着した。

なお、相続開始後、下落した株式による物納は、理論上、納税義務者にとっての救済的措置となり得るが、管理処分不適格財産と判断された場合や下落後の価額での収納価額の改訂が行われた場合は、納税者救済の機能を果たすことはできない問題を含んでいる。

ピーク時、全国で 1 万件を超えた物納申請件数も、ここ数年は、数十件で推移しており、物納に関する議論は、一時期に比べ沈静しているところ、本稿が物納制度の在り方についての新たな議論の出発点の役割を多少なりとも果たせれば幸いである。